

官報号外 昭和三十年六月二十二日

○第二十二回 参議院会議録第二十六号

昭和三十年六月二十二日(水曜日)午前
十一時十四分開議

議事日程 第二十六号

昭和三十年六月二十二日

午前十時開議

第一 下級裁判所の設立及び管轄

区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第二 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第四 証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第五 水防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第六 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第七 銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第八 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第九 酒税引下げに関する請願

(六件)

第一〇 ピール税引下げに関する請願

(六件)

第一一 第二種原動機付自転車等の物品税撤廃に関する請願

(委員長報告)

第一二 葉たばこ耕作農家救済に関する請願(一件)

(委員長報告)

第一三 建築板金業の所得税減免等に関する請願(七件)

(委員長報告)

第一四 楽器の物品税の免税範囲拡大に関する請願(一件)

(委員長報告)

第一五 楽器の物品税に品種別免稅点設定の請願

(委員長報告)

第一六 理容用タオル消毒器等の物品税免除に関する請願

(委員長報告)

第一七 洋紙の物品税撤廃に関する請願

(委員長報告)

第一八 中小企業金融対策に関する請願

(委員長報告)

第一九 電気トースターの物品税撤廃に関する請願

(委員長報告)

第二〇 大型真空掃除機の免税点の請願

(委員長報告)

第二一 鋼器の物品税減免に関する請願

(委員長報告)

第二二 岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願

(委員長報告)

第九 酒税引下げに関する請願

(委員長報告)

第一〇 ピール税引下げに関する請願

(委員長報告)

第一一 第二種原動機付自転車等の物品税撤廃に関する請願

(委員長報告)

第一二 葉たばこ耕作農家救済に関する請願

(委員長報告)

第一三 建築板金業の所得税減免等に関する請願(一件)

(委員長報告)

第一四 楽器の物品税の免税範囲拡大に関する請願(一件)

(委員長報告)

第一五 楽器の物品税に品種別免稅点設定の請願

(委員長報告)

第一六 理容用タオル消毒器等の物品税免除に関する請願

(委員長報告)

第一七 洋紙の物品税撤廃に関する請願

(委員長報告)

第一八 中小企業金融対策に関する請願

(委員長報告)

第一九 電気トースターの物品税撤廃に関する請願

(委員長報告)

第二〇 大型真空掃除機の免税点の請願

(委員長報告)

第二一 鋼器の物品税減免に関する請願

(委員長報告)

第二二 岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願

(委員長報告)

第一三 岩手県にたばこ試験場設置の請願

(委員長報告)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案を内閣委員会に付託した。郵政省設置法の一部を改正する法律案に付託した。地方財政再建促進特別措置法案地方自治法の一部を改正する法律案施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

同日衆議院から左の議案が予備審査のため送付された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。下請関係調整法案(春日一幸君外十一名提出)

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に遠藤後一君、佐々木良治君及び三輪常次郎君を任命することに同意しました旨内閣に通知した。

昨二十一日文教委員会において当選した理事は左の通りである。

同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件 外務委員会に付託

昭和二十八年度一般会計予備費使用

総額書(その2)

昭和二十九年度一般会計予備費使用

十条に基く使用総額書

昭和二十九年度一般会計予備費使用

総額書(その2)

昭和二十九年度特別会計予備費使用

総額書

昭和二十九年度特別会計予備費使用

官 報 (号 外)

北鮮いすれの漁場も重大な利害を持つており、ことに李承晩大統領が李ラインを設けたため、日本の漁業家は、不当な打撃をこうむつております。私は、朴昌玉副総理との漁業問題について会談いたしましたが、副総理は、李ラインは困ったものだと言明しました。そして朝鮮人民共和国政府は、朝鮮沖合いの漁業発展のために、いつでも日本の漁業関係代表者と話し合ふ用意があると宣言しました。また日本の本漁業家から漁業の技術を学びたい、日本から漁船も漁網も漁具も買いたいと言ふのです。そうしてこのために、日本漁業家の代表が朝鮮を訪れるといふならば、いつでも歓迎すると申しております。裏日本の漁業家は、李ラインの問題で漁場を失い、漁獲不振で非常的な困難に陥っております。そして北朝鮮方面に漁場を求めて出漁したいといふ希望は、ますます切なるものがあります。彼らはたまりかねて、思い思いに朝鮮人民共和国政府機関にその希望を手紙で申し入れつゝあるというのが現状であります。このようなときに当り、朝鮮人民共和国政府の責任者が言明した右のような事実について、日本政府はどう考えられますか、農林大臣の答弁を求めます。

ては、朝鮮側はあらゆる協力を惜しまないと言つております。そして日本側では、日本赤十字社、日朝協会が、この仕事に当つてもらいたいといふのが朝鮮側の希望であります。日本政府は、帰国希望者のためにどういう措置をとられるつもりか。帰国希望者の人数も必ずしも多くはありませんが、しかし留守家族の心情を察して、朝鮮の港に船を派遣して、帰國を実現させる用意があるかどうか、厚生、運輸両大臣の答弁を求めます。

次に、朝鮮と日本とは古くから文化交流の歴史を持っております。日本の文化をかの国に紹介し、または、かの国のすぐれた文化は日本にも紹介すべきだと思います。最近日本と朝鮮との間に、芸術、文化人の使節を交換したいという希望が日朝両国民の間に高まつております。日本政府は、朝鮮からの文化使節の入国に対し査収を与えるべきだと思います。ソビエトや中国からのこうした入国には、すでにとびらが開かれております。朝鮮からの文化使節の入国にも当然許可を与えるべきだと思うのですが、外相はどう考えておられますか。

最後に、在日朝鮮人の問題でござります。現在、日本に居留している朝鮮人は、六十万余人だと言われております。これら在日朝鮮人の生活、教育、人権の問題について、朝鮮人民共和国の要人からしばしば質問を受けました。政府は、在日朝鮮人の措置について、いかなる方針をもつて対処しておられるか、明快なる答弁を求めます。

以上をもちまして私の質問を終ります。(拍手)

○國務大臣鳩山一郎君（安部さん）　南日声明について御質問にお答えいたします。
南日声明に対してのわが国の態度の中には、わが国の立場と相いれない呼びかけの言葉がありますので、慎重に対処せねばならないと考えております。
同声明の中の国交の正常化について、御答えをいたします。韓国との関係、これは国交の正常化に努力をしておることは御承知の通りであります。北鮮との経済、文化の交流を行うことにつきましては、韓国との関係を阻害して悪影響を及ぼす限りは、経済、文化の交流をするわけには参りませんと思います。
その他の御質問に対しましては、関係当局から御答弁をいたします。
○國務大臣重光葵君（豊壇）　御質問に対して、お答えをいたします。
朝鮮が、現に南北に分れて敵対状態にある。この状態はまことに隣国として日本の最も遺憾とするところでございます。従いまして、一日もすみやかに朝鮮の統一が実現をいたしまして、南北の境がなくなるように、朝鮮民族の融合ができるようになる時期の來たらんことを衷心から希望するわけでございます。しかしながら、今のように実際問題として分れておる状況に対処するためには、またわが方の対策も実際的でなければならぬと思います。韓国が現に国際連合によつて承認をされ、朝鮮政府として承認されて、そして韓国問題が取り上げられておる。日本も韓国の代表者を迎えて事実上承認をいたして、そういういろいろ国交の

正常化をはかっておる現在におきましては、まず日本の最も近い一衣帶水の関係にある韓国、すなわち南北朝鮮との関係を正常化し、これを円滑にするといふことが最も利益であり、またそちらになればならぬことだと考えておりまます。その上で、漸次に世界情勢の変化と相ましまして、そして北鮮及び朝鮮の形勢の融和するにつれて、北鮮の対策が生まれてくると考えておる次第でござります。そこでありますから、今は韓国との正常關係を樹立するということに対しても根本的な障害となることは、避けなければならぬと考えております。従いまして、まず韓国との關係正常化に全力を尽しまして、そうすることによって一般の形勢に順応して、北鮮に対する漁業關係その他の関係を政府として取る關係を進めていきたいと、こう私は存じます。従いまして、今お話をうけたいことは、これは避けたいと考えております。形勢を待ちたい。それから御質問のありました朝鮮と住の日本人のこととござります。韓國からの引揚問題は、実際においてございません。これは自由に相なつておられます。問題は、北鮮の問題でござります。現在は約二百人はかりまだおるといます。韓国人は二百人ないし二十五人くらいが帰国を希望しておるようでござります。ところが、不幸にして北鮮とは何も外交機関の交渉がございません。赤十字社(赤十字社と呼ぶ者あり)そこで赤十字社を奨励して、これらの人の引き受けに便宜をはかるよういたしておりまます。そうして赤十字社は中共の紅士

宇社と連絡をして、「これらの北鮮における日本人の世話を見ておる次第でござります。直接船をやるというほどの人数もございませんので、さよならにてやつておるわけでござります。それから日本における朝鮮人の帰國の問題は、これは北鮮に帰る人々は、非常に便宜が少いのです。日本政府といたしましては、何も制肘を加えておらないのでござります。韓国、すなわち南鮮に対する引揚朝鮮人は、これは自由にできるわけでござります。大体それでお答えを尽しておると考えます。以上であります。(「査証はどうしましたか」「旅券の問題」と呼ぶ者あり)旅券の問題は、その旅券申請のあつたときに入れを考慮して十分……。今あらかじめ旅券をみな出すということの言えないことは当然のこととぞいります。

んし、同時に今後も当分の間、政府としてこれに何らかの処置を施すという意思を持っておりません。

〔國務大臣〕三木武夫君登

○國務大臣(三木武夫君) お答えいた
します。

現在、日本船舶は北鮮には配船をいたしておりません。それは物資の乏

がないからでございます。もし物資の

交流が起つて参りますならば、十分に配船をする用意を持つておるのでござります。まさしくその名前は、日本

船舶は持つております。また今、安部さ

て参りますならば、日本の港から直接

に北鮮の港に物資を運んで行くことは、向うの北鮮側が特別の制限をしな

い限り、これは可能でございます。また、現在この「ヒロ、日本の開拓場」と

対して北鮮の船舶が入るということに

「……では、制限をしなうとする意図は、何ぞおこされたら、自由やソレがこま

す。
引き揚げの問題については、外務大

田お答への通りでござります。

○國務大臣(川崎秀二君) 北鮮よりの

うを握る監題に優れましたとしてお答えいたします。

まず昨年の一月六日に日本赤十字社からジニネーブの赤十字連盟を通じま

して、残留者の帰還の援助と留守家族との文通の許可及び情報の提供方と比

鮮赤十字社に依頼いたしましたところの、この話で方ひ情事の技術力を考

第一に、きわめて少数の日本人が殘留してゐること、第二に、外國人と同様

第一に、第二に、外国人と同行
遇を受けていること、第三に、北鮮赤
十字社は日本人のうちに帰国を希望す

卷之三

る者があれば、その帰國を援助する。という回答に接したのであります。その後日本赤十字社からも数回にわたりて各種の申し入れをなし、あるいは昨年、来訪せられました中國紅十字会の李女史等のごあつせんもあったのです。それでおらなかつたのであります。しかしに、本年に入りまして、ニードリリーで開催されましたアジア諸国会議に出席しました北鮮代表団が残留日本人の送還を計画し、その準備を進めてゐるということを表明しました。そこで四月の三十日に日本赤十字社から北鮮赤十字社に対しまして、本件に關する通報を求めましたところ、このことを確認をいたして参りました。そうして一方北鮮を訪問されました、これは安部議員も含まれておるかと思ふのでござりますが、日本赤十字社あてに、二百十人の日本人が残留していること、そのうち帰國希望者は二十人ないし三十人である、ということの通報があつたのでありますので、こういうような情報を受けまして、政府としても日本赤十字社と協議いたしまして、これらの人々の引き揚げに際しましては、大体次のような方針によることといたしました通り、引き揚げ人員がきわめて少數でありますので、これが帰還のために特に帰還船を用意することはいたしません。しかし大連または天津まで陸路で輸送しまして、同地から便船により帰還するといふ方法が最も適当であると考えておる次第であります。

ますし、また第二には、英國のバターフィールド所属の定期船がこれまた天津・香港同を一週間に一回、それから香港・日本両を一週間に一回ないし二回航行いたしておりますので、このいずれかの方法を利用したいということでありまして、この方法を去る五月三十日日本赤十字社から北鮮赤十字社に提案をいたしまして、その回答を待つております。しかしこれに対しても今までのところ、何らの回答に接しておりませんけれども、おそらく近く具体的な回答に接するのではないかと存思いまして、日本側としては、さらくこれを旨告いた方針でござります。

〔國務大臣河野一郎君登壇〕

○國務大臣(河野一郎君) お答えいたします。

朝鮮との漁業の關係につきましては、先ほど外務大臣からお答えのありましたよなうな両国間の關係でございますので、今政府といたしましては、漁業の問題として交渉をする用意はございません。

○棚橋小虎君 私はこの際、米価問題に関する緊急質問の動議を提出いたしました。

○菊川孝夫君 私は、棚橋小虎君の動議に賛成いたします。

○謹長(河井彌八君) 棚橋君の動議に御異議ございませんか?

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。棚橋小虎君。

〔棚橋小虎君登壇、拍手〕

政府は、すでに今年度において米価審議会の事前充り渡し制を実施することを決定したのであります。その後の政府の動きを見ますのに、政府は果して真剣に、事前充り渡し制の実施を考えているかどうか、はなはだ疑問とせざるを得ないのであります。言ふまでもなく、事前充り渡し制が円滑に実施されるためには、まず農民が自動的にあらんでこれに協力する態勢がとられなければならないのは言うまでもあります。そのためには、農民の理解と納得感を深め、その制度の適切な受け入れ態勢を整えるなど、万全の措置がとられねばならないのであります。また何よりも重大なことは、いかに適正なる価格をもつて農民から米を買いつけるかということであります。言ふまでもなければ、農民が喜んで政府に米を売り渡しきる価格をすみやかに決定することであります。しかるに、政府は、当初預付前に買入れ価格を決定すると称しながら、じんぜん今日に至り、その後河野農林大臣は、たとえ米価を決定するにしても暫定米価でよい、正式には秋になつてきめるときまで、次いで米価審議会が急に米価を決定するようにとの決議を行つてあります。再び米価を早目にきめる針になつたようであつて、そのための米価審議会を招集しておきながら、なかなかがつ政府案なるものをきめておらなかつまでも米価について確固たる態度を立後に延ばすうといふ意見も有力であります。政府はなぜこのようになります。政府はなぜこのようになります。

おきめにならないのであるか。政府はこれで果して新しい管理方式が実施できることと考へておるのでありますよろしく。われわれは、今日予見されるような条件のもとにおける事前充り渡し制を実施であります。管理方式のいわんにかかわらず、米価を早期に決定することは、農家が安んじて生産にいそしむ上に絶対必要であると考えるのであります。政府はこの際、すみやかに米価を決定すべきであつて、一体いつおきめになるつもりであるか、またその点に対しても伺ひをいたしたいのであります。

次に、政府は生産者米価を一休幾らにするつもりであるか、これが農民の最大の関心事であります。農民といしましては、それによつて再生産を十分に保障し、均衡のとれた生活を維持するに足る米価を望むことは当然であります。今日までの供出制度が、完全にその機能を発揮することができなかつた大きな理由が、農民の納得のいかない低米価にあつたことは明らかであります。従来のパリティ価格を基礎といたしまして算出された米価が、ついに農民の満足をからに至らなかつたのは、それによつて再生産を保障することもできず、また世間並みの生活を保障もされなかつたからであります。これがために昨年九月の米価審議会においては、従来のパリティ方式にかわつて、生産費方式によるべきことを決議せられ、その決議に基いて専門委員会が設けられ、ある程度の報告が政府になされておるはずであります。政府は本年新たに事前充り渡し制を実施するに当つて、多数農民の要望であり、また権威ある米価審議会の決議でもあ

る。この生産質方式による生産者米価の算出方法を採用される意思があるかどうか、これをお尋ねいたしたいのであります。

さらに、政府与党である民主党においては、三十年度産米の価格を二十一

に参酌する程度の從属的取り扱いではなく、あくまで生産實を本位に、第一義的に考慮しなければならないものであります。これを抜きにして、米価を政府の都合のよいところに落ちつけようとして策を弄するのは、全く農民を愚弄するものと言わなければならぬのであります。事前充り渡しの制を前にいたしまして、米価について最も妥当かつ農民の納得し得る價格を打ち出すことも、特に考慮しなければならないこの際において、政府の米価決定に対する態度は、もっと慎重で誠意があり、かつ真剣なるものでなければならぬと思ふのであります。政府は、米価審議会の決議や専門委員会の意見

の報告にもかかわらず、御都合主義によつて漫然従來の算定方式をそのまま踏襲し、あるいは過去の実績を基準にする等の安易な措置でお茶を濁す考えであるのか、その点お伺いいたしたいと申します。

聞くところによれば、大蔵大臣はかつて閣議において、生産者米価を現行価格以下に引き下げる事を主張せられ、また先ごろ大蔵事務当局の見解として、三十年米価は從来通り価格バリティ方式によって算出し、奨励金に該当する分については、昨年並みに支出することとして、石九千六百二十七円を主張しているようあります。これは減収加算を加えた二十九年の米価一千九百四十九円を下回ること実に三百七十二円であります。農民にとりましては、まことに三斗の冷水を浴びせられるの感があります。また最近では、食管会計内において操作し得る範囲内ならばよろしいというよう言われているのであります。この大蔵大臣なり、大蔵事務当局なりの米価に対する考え方は、決して米穀の再生産や農民の生活に考慮を払ってなされたものであるということはできません。ただ國の財政が許さない、食管会計が赤字となる、こういふ財政的理由からだけあります。さらに一步突っ込んで言えば、資本主義的な経済の発展をはかるためには、米価を上げれば都合が悪いといふ資本家本位の打算から打ち出されたものであり、さらだ景気がよ過ぎるから、その消費を抑制する必要があるという偏見から編み

上に記載したとおり、農林大臣は、財政当局のこのよきな米の生産事情や、また農業經營の実態から離れた米価算定に関する考え方方に對して、いかなる見解を持つておいでになるか、お伺いしたいのです。また大蔵大臣は、今でもかような考え方を正しいとお考えになつてゐるかどうか、この点お伺いいたします。

米価の決定に當つて、政府がかたわら財政的支出能力について考慮を払うことは当然であります。三十年度予算において政府が計上したいわゆる予算米価は石九千七百三十九円であります。それによつて現行消費者価格との間に、管理費を加えて約百三十億円の赤字が生まれる。これを他の収入益でカバーすることになつてゐるが、さきに決定した減収加算分三十三億円も含せて食管会計のワク内で操作するとのことでありますから、これ以上の支出をするとすれば、一般会計からの繰り入れによるか、あるいは奇想天外の妙手を編み出す以外、どことも財源はないはずであります。政府は、どうやらこの妙手の發見に苦心されているようであります。われわれは、一般的手を編み出す以外、どことも財源はないはずであります。政府は、どうやらこの妙手の發見に苦心している

これらは費目を節減しても、國民の生命のかたであります。この点については、二重向の強い補給金、補助金がふんだんに使われている点を指摘いたしまして、これが実現すべきものであると考えるのであります。この点については、民主黨に参加した旧改進党も同じ意見であります。民主党になつて

から旧改進党の諸君がこの持論を放棄したということは、まだ専闘にして私は聞いておらぬのであります。ところで、食管会計の現状が、すでに生産者価格と消費者価格との開きを認めていゝ以上、形式的には一般会計の負担でないというだけのことと、明らかに二重価格になつてゐるのであります。結局何らかの形で消費者が負担するのでありますまして、消費者価格を上げないと言いながら、酒米の値上げをはかり、輸入食糧の低落で当然安く配給せられるべきものを据え置いて、収益の増加をかるといふのでは、これは消費者価格の据え置きは、明らかに消費者を欺瞞するものであつて、むしろ一般会計からの繰り入れを行つ方が国民の負担の均衡からいって、はるかに当を得たものであると考えます。この際、大臣及び農林大臣の二重米価に対するお考へを承りるとともに、特に大臣に対しましては、政府が現在とっている財政方針からして、生産者米価引き上げの余地が、いかなる限度まで許されるかについて、はつきりその所信を承りたいのであります。

の統制方式に引き戻すことはとうてい不可能であります。中途半端な統制、特に生産者の立場を無視した統制は、おそれかれ早かれ崩壊すべき運命にあると言わなければなりません。今日、事前充り渡し制の実施に当つて、価格について特別の考慮を払うことせず、とうてい農民の協力を期待し得ない水準を固持するがごとき政府の態度は、まさに意識的に統制の放棄を企図していると言わざるを得ないのであります。輸入米を含めて月間平均のわずかずつ十五日の配給しか保障されない今日の食糧需給のもとにおいて、統制の崩壊は直ちに国民生活を不安に陥れ、社会的混乱に導くことは明らかであります。政府は、現在の米穀統制をあくまで維持していくつもりであるか、それとも統制を撤廃しようとしているのであるか、これを明らかにされたい 것입니다。

以上六点について、政府当局の責任ある御答弁をお願いいたす次第であります。(拍手)

○國務大臣河野一郎君登壇

河野一郎君登壇　お答えをいたします。

第一は、米価の決定がおくれておるということだと思いますが、これは、かねていろいろな機会に申し上げました通りに、実は私といたしましては、最初この米価をきめるに当りまして、米価の本来の決定の要素からいたしまして、豈団を加味してきめるといふ一つの考え方ではないかと考えたのでござ

以上六点について、政府当局の責任ある御答弁をお願いいたす次第であります。(拍手)

以上六点について、政府当局の責任ある御答弁をお願いいたす次第であります。(拍手)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

うに改正する。別表第四表名称の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

神奈川中野簡易裁判所	津久井簡易裁判所
越ヶ谷簡易裁判所	越谷簡易裁判所
茨城太田簡易裁判所	常陸太田簡易裁判所
谷村簡易裁判所	都留簡易裁判所
周山簡易裁判所	京北簡易裁判所
遊賀八幡簡易裁判所	近江八幡簡易裁判所
周參見簡易裁判所	すさみ簡易裁判所
宇治山田簡易裁判所	伊勢簡易裁判所
木本簡易裁判所	熊野簡易裁判所
石川飯田簡易裁判所	珠洲簡易裁判所
泊簡易裁判所	朝日簡易裁判所
八重簡易裁判所	千代田簡易裁判所
山口大田簡易裁判所	美東簡易裁判所
伊佐簡易裁判所	美禰簡易裁判所
生雲簡易裁判所	阿東簡易裁判所
山口深川簡易裁判所	長門簡易裁判所
浦富簡易裁判所	岩美簡易裁判所
東郷簡易裁判所	宗像簡易裁判所
長崎瀬戸簡易裁判所	大瀬戸簡易裁判所
武生水簡易裁判所	壱岐簡易裁判所
岩川簡易裁判所	豊後高田簡易裁判所
玉津簡易裁判所	矢部簡易裁判所
浜町簡易裁判所	大隅簡易裁判所

別表第四表所在地の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

東京都八丈島大賀郷村	東京都八丈支庁管内八丈町
東京都大島新島本村	東京都大島支庁管内新島本村
神奈川県高座郡相模原町	相模原市
神奈川県津久井郡中野町	神奈川県津久井郡津久井町
神奈川県三浦郡三崎町	三浦市
神奈川県愛甲郡厚木町	厚木市
埼玉県南埼玉郡越ヶ谷町	埼玉県南埼玉郡越谷町
埼玉県児玉郡本庄町	本庄市
千葉県印旛郡佐倉町	佐倉市
千葉県印旛郡東金町	東金市
千葉県印旛郡太田町	八日市場市
茨城県稲敷郡龍ヶ崎町	常陸太田市
茨城県真壁郡下妻町	下妻市

官 報 (号外)

茨城県真壁郡下館町	下館市
栃木県上都賀郡今市町	今市市
栃木県芳賀郡真岡町	真岡市
栃木県那須郡大田原町	大田原市
栃木県下都賀郡小山町	小山市
群馬県邑楽郡館林町	館林市
群馬県邑楽郡沼田町	沼田市
群馬県多野郡藤岡町	藤岡市
群馬県甘楽郡富岡町	富岡市
静岡県小笠郡掛川町	掛川市
山梨県北巨摩郡韮崎町	韮崎市
山梨県中巨摩郡小笠原町	山梨県中巨摩郡船形町
山梨県東山梨郡日下部町	山梨市
山梨県南都留郡谷村町	都留市
山梨県北都留郡大月町	大月市
長野県下水内郡飯山町	飯山市
長野県埴科郡屋代町	長野県埴科郡埴科屋代町
長野県北佐久郡岩村田町	岩村田町
長野県北安曇郡大町	大町市
長野県上伊那郡岩村上町	伊那市
新潟県北魚沼郡小千谷町	小千谷市
新潟県中魚沼郡十日町	十日町市
新潟県中頸城郡直江津町	直江津市
新潟県西頸城郡糸魚川町	糸魚川市
京都府南桑田郡龜崎町	龜崎市

京都府北桑田郡周山町	京都府北桑田郡京北町
京都府与謝郡宮津町	宮津市
兵庫県武庫郡良元村	宝塚市
滋賀県神崎郡八日市町	八日市市
滋賀県蒲生郡八幡町	近江八幡市
和歌山县伊都郡橋本町	橋本市
和歌山县西牟婁郡周參見町	和歌山县西牟婁郡すさみ町
和歌山县日高郡御坊町	御坊市
愛知県丹羽郡犬山町	犬山市
三重県鈴鹿郡龜山町	龜山市
宇治山田市	伊勢市
三重県志摩郡鳥羽町	鳥羽市
三重県南牟婁郡木本町	熊野市
三重県北牟婁郡尾鷲町	尾鷲市
福井県大野郡大野町	大野市
石川県鳳至郡輪島町	輪島市
石川県珠洲郡飯田町	珠洲市
富山県下新川郡泊町	富山県下新川郡朝日町
富山県東礪波郡礪波町	礪波市
富山県山縣郡八重町	富山県山縣郡千代田町
広島県佐伯郡大竹町	大竹市
広島県双三郡三次町	三次市
広島県比婆郡庄原町	庄原市
山口県美祢郡大田町	山口県美祢郡美東町
山口県阿武郡生雲村	美祢市
山口県阿武郡伊佐町	山口県阿武郡阿東町

山口県大津郡深川町	長門市
山口県玖河郡柳井町	柳井市
山口県厚狭郡船木町	高梁市
岡山県上房郡高梁町	新見市
鳥取県岩美郡浦富町	鳥取県岩美郡岩美町
島根県大原郡木次町	島根県大原郡雲南木次町
福岡県宗像郡東郷町	福岡県宗像郡宗像町
福岡県朝倉郡甘木町	甘木市
八幡市折尾町	八幡市
福岡県八女郡福島町	八女市
福岡県京都郡行橋町	行橋市
佐賀県三養基郡鳥栖町	鳥栖市
佐賀県杵島郡武雄町	武雄市
佐賀県藤津郡鹿島町	鹿島市
佐賀県西松浦郡伊万里町	伊万里市
長崎県西彼杵郡瀬戸町	長崎県西彼杵郡大瀬戸町
長崎県北松浦郡平戸町	平戸市
長崎県佐世保市	福江市
大分県速見郡芦北町	芦北市
大分県玉名郡玉名町	玉名市
熊本県鹿本郡山鹿町	山鹿市
熊本県阿蘇郡宮地町	熊本県阿蘇郡一の宮町

熊本県上益城郡都浜町	熊本県上益城郡矢部町
熊本県天草郡牛深町	本渡市
鹿児島県伊佐郡大口町	牛深市
鹿児島県川辺郡加世田町	大口市
鹿児島県川辺郡指宿町	加世田市
鹿児島県出水郡出水町	指宿市
宮崎県兒湯郡妻町	出水市
福島県岩瀬郡須賀川町	宮崎県兒湯郡西都町
若松市(福島県)	須賀川市
福島県相馬郡中村町	会津若松市
山形県北村山郡蒲岡町	喜多方市
山形県西村山郡寒河江町	相馬市
山形県西置賜郡長井町	村山市
岩手県花巻町	寒河江市
岩手県九戸郡久慈町	長井市
岩手県上閉伊郡遠野町	久慈市
岩手県胆沢郡水沢町	遠野市
秋田県由利郡本荘町	水沢市
秋田県南秋田郡船川港町	男鹿市
秋田県仙北郡大曲町	本荘市
青森県北津軽郡五所川原町	大曲市
青森県上北郡三本木町	五所川原市
三本木市	大曲市

北海道上川郡士別町	士別市
北海道紋別郡紋別町	紋別市
香川県木田郡平井町	香川県木田郡三木松町
香川県大川郡三本松町	香川県木田郡大内町
香川県綾歌郡滝宮村	香川県綾歌郡綾南町
香川県小豆郡須崎町	香川県小豆郡土庄町
香川県仲多度郡普通寺町	普通寺市
香川県三豊郡觀音寺町	觀音寺市
高知県高岡郡須崎町	須崎市
高知県安芸郡安芸町	安芸市
高知県幡多郡中村町	中村市
高知県幡多郡宿毛町	宿毛市
愛媛県喜多郡大洲町	大洲市
愛媛県宇摩郡三島町	伊予三島市
伊豆大島	東京都の内 大島町 利島村
新島	東京都の内 三宅支庁の所管区域 新島本村・神津島村
立川	東京都の内 立川市 府中市 昭島市 調布市 北多摩郡の内 砂川町 村山町 大和町 国立町 国分寺町 沼江町

別表第五表八丈島簡易裁判所の管轄区域の欄中「八丈島」を「八丈支庁の所管区域」に改め、同表伊豆大島簡易裁判所の項及び新島簡易裁判所の項を次のように改める。

同表平塚簡易裁判所の管轄区域の欄中「国府町」及び「旭村」を削り、同表小田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「小田原市」を「小田原市 秦野市」に改め、「秦野町 東秦野村 北秦野村」及び「南秦野町」を削り、同表厚木簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛甲郡」を「厚木市 愛甲郡」に改め、「大田村」「坂瀬村 高部屋村 比々多村」及び「大山町」を削り、同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「大和田町」を「新座町」に改め、「土合村」「大久保村」「内間木村」及び「片山村」を削り、同表大宮簡易裁判所の項、久喜簡易裁判所の項、越ヶ谷簡易裁判所の項及び川越簡易裁判所の項を次のように改める。

久喜	埼玉県の内 大宮市 岩槻市 鴻巣市 北足立郡の内 上尾町 伊奈村 北本宿村 吹上町 棚川町 南埼玉郡の内 蓮田町
大宮	埼玉県の内 大宮市 岩槻市 鴻巣市 北足立郡の内 上尾町 伊奈村 北本宿村 吹上町 棚川町 南埼玉郡の内 蓮田町
越谷	埼玉県の内 春日部市 南埼玉郡の内 越谷町 湖止村 八幡村 八条村 川柳村 百間村 北葛飾郡の内

同表武藏野簡易裁判所の管轄区域の欄中「清瀬村」を「清瀬町」に、同表青梅簡易裁判所の管轄区

		川 越	
埼玉県の内		川越市 所沢市 狐山市	
入間郡の内		坂戸町 大井村 萬源村 南畠村 福岡村 鶴ヶ島村 豊岡町	
比企郡の内		三芳村 西武町 金子村 藤沢村 宮寺村 元狹山村	
川島村			
熊谷市 行田市 羽生市			
大里郡の内		江南村 大里村 妻沼町 川本村	
埼玉県の内		北埼玉郡の内	
東松山市		南河原村 星宮村 太井村 下忍村 太田村 川里村 千代田村	
比企郡の内		小川町 七郷村 都幾川村 玉川村 蒲谷村 滑川村 吉見村	
秋父郡の内		大里郡の内	
川部村 花園村		楳川村 大河原村	
埼玉県の内		寄居町	
本庄市 深谷市 児玉郡		大里郡の内	
大里郡の内		本庄市 深谷市 児玉郡	
岡部村 豊里村			

同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「尾田蔵村 原谷村」、「蘆ヶ久保村」、「国神村 日野沢村 金沢村」、「久那村」及び「長若村」を削り、同表千葉簡易裁判所の管轄区域の欄中「千葉市 習志野市」に、同表佐倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「印旛郡」を「佐倉市 成田市 印

		水 戸	
茨城県の内		水戸市 那珂湊市 勝田市 東茨城郡	
常陸太田市		那珂郡の内	
久慈郡の内		那珂町 東海村 国田村 瓜連町	
常陸太田市			
茨城県の内			
常陸太田市		那珂郡の内	
久慈郡の内		那珂町 塙田村 久米村 金郷村 金砂村 天下野村 高倉村 水府村	
常陸太田		那珂郡の内	
茨城県の内		大官町 賀美村 小里村	
久慈郡の内		那珂郡の内	
大子町		那珂町 塙田村 山方町 増沢村 小瀬村 長倉村 八里村	
大子			

市に改め、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「野田市」を「野田市 柏市」に、「土村 風早村 田中村」を「沼南村」に改め、「柏町 小金町」及び「高勢村 手賀村」を削り、同表市川簡易裁判所の管轄区域の欄中「行徳町」を削り、同表銚子簡易裁判所の管轄区域の欄中「銚子市」を「銚子市 船橋市」に改め、同表東金簡易裁判所の項を次のように改める。

昭和三十年六月二十二日 参議院会議録第二十六号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案審査報告書

下 妻	鉢 田	麻 生	取 手	龍 ヶ 崎	石 岡
茨城県の内	茨城県の内	茨城県の内	茨城県の内	茨城県の内	茨城県の内
鹿島郡の内	鹿島郡の内	鹿島郡の内	北相馬郡の内	龍ヶ崎市	石岡市
吉沼村	鉢田町 旭村 大洋村	鹿島町 大野村 神栖村 若松村 波崎町	取手町 藤代町 守谷町 利根町	生板村 長竿村 源清田村 新利根村 牛久町 墓崎村 江戸崎町	新治郡の内 八郷町 玉里村 千代田村
北相馬郡の内	下妻市 水海道市 結城郡	行方郡	大須賀村 東村 阿波村 桜川村 金江津村	大須賀村 江戸崎町	筑波郡の内 谷田部町 伊奈村 板橋村 谷和原村 豊里町 筑波町 作間村 菅間村 大穂町
内守谷村 菅生村					出島村 藤沢村 斗利出村 栄村 九重村 稲原村 山ノ庄村 舟島村 阿見町 美浦村
					土浦市 新治郡の内 稻敷郡の内 筑波郡の内 谷田部町 伊奈村 板橋村 谷和原村 豊里町 筑波町 作間村 菅間村 大穂町
					茨城県の内 石岡市 新治郡の内 八郷町 玉里村 千代田村
					茨城県の内 石岡市 新治郡の内 八郷町 玉里村 千代田村

同表字都官簡易裁判所の項及び板木本市簡易裁判所の項を次のように改め
下館市 結城市 真壁郡

裁判所の項を次のように改める。
同表真岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「芳賀郡」を「真岡市 芳賀郡」に改め、同表大田原簡易
裁判所の項を次のように改める。
栃木県の内
大田原市
那須郡の内
佐久山町 西那須野町 黒羽町 湯津上村 那須町 黒磯町
塙谷郡の内
塙原町 稲根村
同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「東村」「片岡村」「熱田村」及び「那須郡の内」を削り、同表島山簡易裁判所の項を次のように改める。
野崎村 上江川村

同表柄木簡易裁判所の管轄区域の欄中「清洲村・永野村・柏尾村」、「大宮村」、「稻葉村」、「^新星川村」及び赤麻村「三鷹村」を削り、「皆川村・吹上村・寺尾村・赤津村・家中村」を「都賀村」に改め、同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「下都賀郡の内」を「小山市」に、「^新大谷村・穂檍村・美田村」を「美田村」に、「国分寺村・豊田村」を「国分寺町」に改め、「^新姿村及び「中村」を「中村」に改め、「^新上川瀬村・下川瀬村」、「南橋村」、「芳賀村・桂葉村」及び「群馬郡の内」を「^新社町・元総社村・東村・国府村」を削り、同表高崎簡易裁判所の項を次のように改める。

官報(号外)

13

同表館林簡易裁判所の管轄区域の欄中「邑楽郡」を「館林市 邑楽郡」に改め、同表桐生簡易裁判所の管轄区域の欄中「梅田村 相生村」及び「川内村 稲岡村」を削り、同表沼田簡易裁判所の管轄区域の欄中「利根郡」を「沼田市 利根郡」に、同表藤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「多野郡」を「藤岡市 多野郡」に改め、同表群馬富岡簡易裁判所の項を次のように改める。

同表上野原簡易裁判所の項及び長野簡易裁判所の項を次のように改める。

同表館林簡易裁判所の管轄区域の欄中「邑楽郡」を「館林市 邑楽郡」に改め、同表桐生簡易裁判所の管轄区域の欄中「利根郡」を「沼田市 利根郡」に、同表藤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「多野郡」を「藤岡市 多野郡」に改め、同表群馬富岡簡易裁判所の項を次のように改める。

同表熱海簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇佐美村 対島村」並びに同表静岡二島簡易裁判所の管轄区域の欄中「中郷村」「江南村」及び「内浦村 西浦村」を削り、同表沼津簡易裁判所の管轄区域の欄中「富士宮市」を「富士宮市 富士市」に、同表吉原簡易裁判所の管轄区域の欄中「富士宮市」を「富士宮市 富士市」に、同表島田簡易裁判所の管轄区域の欄中「焼津市」を「焼津市 藤枝市」に、同表掛川簡易裁判所の管轄区域の欄中「小笠郡」を「掛川市 小笠郡」に改め、同表浜松簡易裁判所の項を次のように改める。

群馬富岡	群馬県の内
	富岡市 甘楽郡

同表二俣簡易裁判所の管轄区域の欄中「敷地村 野部村」を「豊岡村」に改め、同表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「陸沢村 吉沢村 清川村 大無田村 二川村 稲積村 三町村」を「玉穂村」に改め、「西山梨郡」及び「宮本村」を削り、同表韋賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「北巨摩郡」を「韋賀市 北巨摩郡」に改め、同表小笠原簡易裁判所の項及び日下部簡易裁判所の項を次のように改める。

小笠原	山梨県の内
日下部	山梨県の内

同表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「源村 芦安村 白根町 豊村 若草村 甲西町」を「龍井町 岩田村 豊田村 池田村 於保村 福田町 田原村」に改め、同表韋賀簡易裁判所の項及び日下部簡易裁判所の項を次のように改める。

都留	山梨県の内
大月	山梨県の内

同表谷村簡易裁判所の項及び大月簡易裁判所の項を次のように改める。

上野原	山梨県の内
	長野市 須坂市 上水内郡 上高井郡

長野	山梨県の内
	埴科郡の内

野原	山梨県の内
	大國村 牧郷村 更府村 稲荷山桑原町 八幡村 塩崎村 信

下村	山梨県の内
	田村 昭和村 橋ノ井町 川中島村 更北村

岩村田	長野県の内
	北佐久郡の内

諏訪	長野県の内
	小諸市 南佐久郡

諏訪	長野県の内
	北佐久郡の内

同表飯山簡易裁判所の管轄区域の欄中「下水内郡」を「飯山市 中野市 下水内郡」に改め、同表屋代町簡易裁判所の管轄区域の欄中「屋代町」を「埴科屋代町」に改め、「南条村 中之条村」、「杭瀬村 森村」及び「雨宮県村」を削り、同表岩村田簡易裁判所の項を次のように改める。

新津	長野県の内
	下諏訪町 茅野町 原村 富士見町

新津	長野県の内
	本牧町 布施村 春日村 協和村 立科村

同表岡谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「川岸村 及び「濱村」を削り、同表伊那簡易裁判所の管轄区域の欄中「上伊那郡」を「伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡」に改め、同表新潟簡易裁判所の管轄区域の欄中「坂井輪村」を削り、同表新津簡易裁判所の項を次のように改める。

新津	新潟県の内
	新潟市 五泉市 東蒲原郡

同表善簡易裁判所の管轄区域の欄中「大原村 道上村 間瀬村 曽根町 松野尾村 鰐郷村」を「鶴東村 中之口村 西川町」に改め、「峰岡村 漆山村 浦浜村 四ッ合村」、「角田村」及び「米納津村」を削り、同表三条簡易裁判所の項を次のように改める。

官 報 (外 号)

新潟県の内	
三条市 加茂市 燕市	
南蒲原郡の内	
下田村 福島村 田上村	
西蒲原郡の内	
分水町	

同表村上簡易裁判所の管轄区域の欄中「岩船郡」を「村上市 岩船郡」に改め、同表長岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「長岡市」を「長岡市 見附市 柄尾市」に改め、「見附町」「新潟村」及び「葛巻村」を削り、同表小千谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「北魚沼郡」を「小千谷市 北魚沼郡」に、同表十日町簡易裁判所の管轄区域の欄中「中魚沼郡」を「十日町市 中魚沼郡」に改め、同表高田簡易裁判所の項及び直江津簡易裁判所の項を次のように改める。

高 田	新潟県の内
高田市 新井市	中頸城郡の内
直 江 津	直江津市 東頸城郡
直江津市	新潟県の内
中頸城郡の内	大瀬村 濁町村 美守村 柿崎町 明治村 吉川町 米山村

同表糸魚川簡易裁判所の管轄区域の欄中「西頸城郡」を「糸魚川市 西頸城郡」に、同表相川簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐渡郡」を「兩津市 佐渡郡」に改め、同表大阪池田簡易裁判所の項を次のように改める。

大 阪 池 田	大阪府の内
池田市 豊能郡	大阪府の内
同表豊中簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊能郡の内」並びに同表茨木簡易裁判所の管轄区域の欄中「安威村」及び「玉島村」を削り、同表布施簡易裁判所の項を次のように改める。	高安村 南高安町 曜川村
布 施	大阪府の内
布施市 八尾市 枚岡市 河内市	中河内郡の内

同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「久世村 東陶器村 上神谷村」を「泉ヶ丘町」に改め、「西陶器村」を削り、同表富田林簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田林市」を「富田林市 河内長野市」に

改め、「長野町」及び「高向村 三日市村 加賀田村 天見村 川上村」を削り、同表古市簡易裁判所の管轄区域の欄中「南河内郡の内」を「松原市 南河内郡の内」に、「高鶴村」を「高鶴町」に改め、「天美町 布忍村 松原町 三宅村 恵我村」を削り、同表宇治簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇治郡」を削り、同表龜岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「南桑田郡」を「龜岡市 南桑田郡」に、同表周山簡易裁判所の名称の欄中「周山」を「京北」に、同表宮津簡易裁判所の管轄区域の欄中「与謝郡」を「宮津市 与謝郡」に、同表神戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「美濃郡」を「三木市 美濃郡」に改め、同表宝塚簡易裁判所の項及び伊丹簡易裁判所の項を次のように改める。	津市 与謝郡に、同表神戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「美濃郡」を「三木市 美濃郡」に改め、同表加古川簡易裁判所の管轄区域の欄中「加古川市」を「加古川市 高砂市」に、同表和田山簡易裁判所の管轄区域の欄中「西脇市」を「西脇市 小野市」に改め、同表豊岡簡易裁判所の項を次のように改める。
宝 塚	兵庫県の内
伊 丹	兵庫県の内

同表加古川簡易裁判所の管轄区域の欄中「加古川市」を「加古川市 高砂市」に、同表和田山簡易裁判所の管轄区域の欄中「西脇市」を「西脇市 小野市」に改め、同表豊岡簡易裁判所の項を次のように改める。	兵庫県の内
伊丹市	兵庫県の内
伊丹市 川西市	宝塚市 川辺郡

同表和田山簡易裁判所の管轄区域の欄中「大蔵村 糸井村」を「南但町」に改め、同表入鹿簡易裁判所の管轄区域の欄中「口大屋村 大屋村 南谷村 西谷村」を「大屋町」に、「射添村 小代村」を「美方町」に改め、「高柳村 伊佐村 宿南村」及び「東塙村」を削り、同表浜坂簡易裁判所の項を次のように改める。	兵庫県の内
豊 国	兵庫県の内
城崎町 竹野村 日高町	豊岡市 出石郡

同表奈良簡易裁判所の管轄区域の欄中「大和郡山市」を「大和郡山市 天理市」に改め、「明治村 町」、「朝倉村」及び「桜本町 带解町 五ヶ谷村」を削り、同表桜井簡易裁判所の管轄区域の欄中「桜本町」、「朝倉村」及び「多武峯村 安倍村」を削り、同表大津簡易裁判所の管轄区域の欄中「大津市 草津市」に改め、同表彦根簡易裁判所の項、八日市簡易裁判所の項及び滋賀八幡簡易裁判所の項を次のように改める。	兵庫県の内
浜 坂	兵庫県の内
浜坂町 温泉町	城崎郡の内

		滋賀県の内	
	彦根市	大上郡	
	愛知郡の内		
	愛知川町	湖東町	秦荘町
	小倉、青山、曾根、妹、中戸、鈴江、上岸本及び梅林を除く	日枝村	稻枝町
	八日市市	愛東村(大字外、上岸本及び梅林を除く)	愛東村
	愛知郡の内		
	八日市市	神崎郡	
	愛東村大字外、小倉、青山、曾根、妹、中戸、鈴江、上岸本及び梅林	蒲生郡の内	
	蒲生郡の内	日野町	蒲生町
	滋賀県の内		
	近江八幡市	安土町	
	蒲生郡の内	武佐村	苗村
	和歌山県の内	鏡山村	
同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「西和佐村」及び「岡崎村」を削り、「丸柄村」中貴志村			
西貴志村 東貴志村「貴志川町」に改め、同表海南簡易裁判所の管轄区域の欄中「東野上町」を			
「野上町」に改め、「仁義村」加茂村 塩津村 大崎町及び「志賀野村」を削り、同表妙寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「西郷村 笠田町 大谷村」を伊都町に改め、「九度山町」長田村 龍門村及び「川原村」を削り、同表橋本簡易裁判所の項を次のように改める。			
和歌山県の内			
橋本			
伊都郡の内			
高貴村 九度山町 高野町 花園村			
同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「西富田村 南富田村」を削り、「上南部村 清川村 高			
城村 岩代村 上山路村 中山路村 下山路村「南部川村」に改め、同表周參見簡易裁判所の			
名称の欄中「周參見」を「すさみ」に改め、同表周參見簡易裁判所の欄中「周參見町 大都河村」を「すさみ町」に改め、「佐本村」を削り、同表御坊簡易裁判所の項を次のように改める。			
御坊			
日高郡の内			
美浜町 日高町 由良町 川辺町 給着村 川中村 川上村 切			
日村 切目川村 真妻村 稲原村 印南町 寒川村			

		同表新宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久井村 勝浦町」を「那智勝浦町」に改め、「色川村 那智町」を削り、同表春日井簡易裁判所の管轄区域の欄中「春日井市」を「春日井市 守山市 小牧市」に改め、「守山町」及び「小牧町 味岡村 篠岡村」を削り、同表愛知瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「志段味村」及び「幡山村」を削り、同表一宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「一宮市」を「一宮市 尾西市」に、同表犬山簡易裁判所の管轄区域の欄中「丹羽郡」を「犬山市 江南市 丹羽郡」に改め、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「河和町」を「美浜町」に改め、「富貴村」及び「野間町」を削り、同表愛知横須賀簡易裁判所の項を次のように改める。	
		愛知横須賀	
愛知県の内		常滑市	
常滑市		横須賀市	
横須賀市		知多町 大府町 上野町 有松町 大高町	
		三重県の内	
津市 河芸郡 安濃郡 一志郡			
		同表鈴鹿簡易裁判所の管轄区域の欄中「河芸郡の内 天名村 栄村」を削り、同表龜山簡易裁判所の管轄区域の欄中「鈴鹿郡」を「龜山市 鈴鹿郡」に改め、同表松阪簡易裁判所の管轄区域の欄中「東馬郡村 下御糸村 大淀町 上御糸村」を「三和町」に、「相可町」を「多気町」に改め、「佐奈村 津田村」を削り、同表上野簡易裁判所の管轄区域の欄中「上野市」を「上野市 名張市」に改め、同表宇治山田簡易裁判所の項を次のように改める。	
		伊勢	
伊勢市 度会郡の内		三重県の内	
田丸町 二見町 御園村 有田村 小俣町 東外城田村 度会		伊勢市	
村 南勢町 下外城田村 南島町		度会郡の内	
		同表鳥羽簡易裁判所の管轄区域の欄中「志摩郡」を「鳥羽市 志摩郡」に改め、同表不本簡易裁判所の項を次のように改める。	
		鳥羽	
熊野市 南牟婁郡		三重県の内	
		同表尾鷲簡易裁判所の管轄区域の欄中「北牟婁郡」を「尾鷲市 北牟婁郡」に、同表岐阜簡易裁判所の管轄区域の欄中「岐阜市」を「岐阜市 羽島市」に改め、同表閼簡易裁判所の項及び八幡簡易裁判所の項を次のように改める。	

官報(号外)

八 幡	岐阜県の内 関市 美濃市 武儀郡 加茂郡の内 七宗村 益田郡の内 金山町
御 嵩	岐阜県の内 郡上郡 岐阜県の内 美濃加茂市 可児郡 加茂郡の内 坂尻村 富加村 川辺町 下麻生町 八百津町 久田見村 潮南村 福地村 藤原村 黒川村 白川町 東白川村 佐見村

同表多治見簡易裁判所の管轄区域の欄中「中津川市」を「多治見市 瑞浪市 土岐市」に、同表中津川簡易裁判所の管轄区域の欄中「中津川市」を「中津川市 恵那市」に改め、同表高山簡易裁判所の管轄区域の欄中「竹原村 上原村 中原村」及び同表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中「武生市」を「武生市 鶴江市」に、「城崎村 四箇浦町」を「越前町」に改め、「立待村 吉川村 鹿村 及び 糸生村」を削り、同表大野簡易裁判所の管轄区域の欄中「大野郡」を「大野市 勝山市 大野郡」に改め、同表敦賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「敦賀郡」を削り、同表輪島簡易裁判所の項及び石川飯田簡易裁判所の項を次のように改める。

魚 津	富山県の内 朝日町 舟見町 入善町 下新川郡の内 朝日町 宇奈月町
石 動	富山県の内 西礪波郡の内 石動町 磐中町 福岡町 若林村 同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「観音村」及び「石内村 八幡村 河内村」を削り、「四和村 浅原村 津田町 友和村 孤島村」を「佐伯町」に改め、同表安芸西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「郷田村 上黒瀬村 板城村 下三水村 西高屋村 東高屋村」を「高屋町」に、「大草村 豊田村 横梨村」を「大和町」に改め、「戸野村」及び「小谷村 田万里村」を削り、同表加計郡簡易裁判所の管轄区域の欄中「殿賀村」を削り、同表入重簡易裁判所の項及び大竹簡易裁判所の項を次のように改める。

同表吳簡易裁判所の管轄区域の欄中「下黒瀬村 中黒瀬村 乃美尾村」を「黒瀬町」に、「深江村 鹿川町 中村 高田村」を「能美町」に改め、「飛渡瀬村」を削り、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「木ノ江町」を「木江町」に、「中野村 西野村 大崎南村」を「大崎町」に改め、「東野村 荘野村」「沿田東村 沿田西村 小泉村 大桑村 南方村 本郷町 高坂村」及び「南生口村 北方村」を削り、同表尾道簡易裁判所の項を次のように改める。

尾 道		広島県の内
尾道市	三原市	松永市
本郷町	高坂村	御調郡
赤坂村	浦崎村	内海町
沼隈郡の内		

同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「福山市」を「福山市 府中市」に、「千年村」を「沼隈町」に改め、「山南村」を削り、同表三次簡易裁判所の管轄区域の欄中「双三郡」を「三次市 双三郡」に、同表庄原簡易裁判所の管轄区域の欄中「比婆郡」を「庄原市 比婆郡」に改め、同表山口簡易裁判所の項を次のように改める。

山 口	山口県の内
山口市	吉敷郡

同表山口大田簡易裁判所の項、伊佐簡易裁判所の項及び生雲簡易裁判所の項を次のように改める。

萩	山口県の内
阿武郡の内	萩市
福栄村	阿武町
旭村	川上村
須佐町	田万川町

同表德山簡易裁判所の管轄区域の欄中「須々万村 中須村 長穂村 米川村」を「都濃町」に改め、同表秋簡易裁判所の項、山口深川簡易裁判所の項及び岩国簡易裁判所の項を次のように改める。

阿 東	山口県の内
阿武郡の内	阿東町
阿武郡の内	むつみ村
阿武郡の内	山口県の内
美 福	山口県の内

柳 井	山口県の内
柳井郡の内	柳井市
柳井郡の内	大畠村
柳井郡の内	柳井市
柳井郡の内	柳井市

同表宇部簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉敷郡の内 東岐波村」並びに同表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿曾村 生石村」及び「加茂村」を削り、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「莊内村 胸上村 八浜町 小串村 錐立村」を「東尻町」に改め、同表兒島簡易裁判所の管轄区域の欄中「藤戸町」を削り、同表玉島簡易裁判所の項を次のように改める。

須 井	岡山県の内
須井郡の内	大畠村
須井郡の内	柳井市
須井郡の内	柳井市
須井郡の内	柳井市

同表倉敷簡易裁判所の管轄区域の欄中「倉敷市」を「倉敷市 総社市」に改め、「常盤村」、「三須村」及び「緑社町」、「池田村」、「秦村」、「久代村」、「山田村」、「新本村」を削り、同表笠岡簡易裁判所の項及び井原簡易裁判所の項を次のように改める。

津 山	岡山県の内
津山郡の内	津山市 苦田郡 久米郡
勝北町	勝北町 奈義町
勝北町	勝北町 奈義町
美 作	岡山県の内

同表高梁簡易裁判所の管轄区域の欄中「上房郡」を「高梁市 上房郡」に改め、「大和村」を削り、同表新見簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿哲郡」を「新見市 阿哲郡」に改め、同表津山簡易裁判所の項及び美作簡易裁判所の項を次のように改める。

同表浦富簡易裁判所の項を次のように改める。

島取県の内

岩 美
岩美町 福部村

官 報 (号外)

同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「西郷村 散岐村 大村」「杜村 国英村 八上村」及び「山郷村」並びに同表若松簡易裁判所の管轄区域の欄中「池田村」を削り、同表倉吉簡易裁判所の管轄区域の欄中「下北条村 中北条村」を「北条町」に、同表八幡簡易裁判所の管轄区域の欄中「上中山村 下中山村」を「中山村」に改め、同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「二郎村」及び「日光村 八郷村」を削り、同表松江簡易裁判所の管轄区域の欄中「松江市」を「松江市 安来市」に、同表市簡易裁判所の管轄区域の欄中「出雲市」を「出雲市 平田市」に改め、同表島根大田簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜田市」を「浜田市」に、同表東郷簡易裁判所の名称の欄中「東郷」を「宗像」に、同表甘木簡易裁判所の管轄区域の欄中「朝倉郡」を「甘木市 朝倉郡」に、同表飯塚簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯塚市」を「飯塚市 山田市」に、同表直方簡易裁判所の管轄区域の欄中「直方市」を「直方市 入崎市 大字木屋瀬、野面、笠田及び金剛」に、同表小倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「入崎市(折尾町を除く)」を「入崎市(大字木屋瀬、野面、笠田、金剛、折尾、本城、陣原、則松、永大丸、香月、楠橋、馬場山及び烟を除く)」に、同表折尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「入崎市折尾町」を「八幡市大字折尾、本城、陣原、則松 永大丸、香月、楠橋、馬場山及び烟」に改め、同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「青木村 江上村 大溝村」を削り、「西牟田町 安武村 荒木町」を「筑邦町」に改め、同表柳川簡易裁判所の項を次のように改める。

福岡県の内

柳 川

福岡県の内
柳川市 大川市 山門郡

三潴郡の内
大木町

同表八女簡易裁判所の管轄区域の欄中「八女郡」を「八女市 第後市 八女郡」に、同表行橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「京都郡」を「行橋市 京都郡」に改め、同表小城簡易裁判所の管轄区域の欄中「小城郡の内」を「多久市 小城郡の内」に改め、「西多久村」「多久村」「北多久町」及び「南多久村 東多久村」を削り、同表鳥栖簡易裁判所の管轄区域の欄中「三養基郡」を「鳥栖市 三養基郡」に改め、同表武雄簡易裁判所の項を次のように改める。

福岡県の内

柳川市 大川市 山門郡

三潴郡の内
大木町

同表八女簡易裁判所の管轄区域の欄中「八女郡」を「八女市 第後市 八女郡」に、同表行橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「京都郡」を「行橋市 京都郡」に改め、同表小城簡易裁判所の管轄区域の欄中「小城郡の内」を「多久市 小城郡の内」に改め、「西多久村」「多久村」「北多久町」及び「南多久村 東多久村」を削り、同表鳥栖簡易裁判所の管轄区域の欄中「三養基郡」を「鳥栖市 三養基郡」に改め、同表武雄簡易裁判所の項を次のように改める。

同表六角簡易裁判所の管轄区域の欄中「藤津郡」を「鹿島市 藤津郡」に、同表伊万里簡易裁判所の管轄区域の欄中「西松

武 雄

佐賀県の内
武雄市

杵島郡の内
山内村 橋下村 北方町 大町町

浦郡」を「伊万里市 西松浦郡」に改め、同表唐津簡易裁判所の管轄区域の欄中「鏡村」「久里村 鬼塚村 及び「渡村」を削り、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「蚊焼村」を「三和町」に、「高浜村 野母村 脇岬村 橋島村 川原村 游石村 日見村 矢上村 大草村 伊木村」を「野母崎町 東良崎町」に改め、「深堀村」「福田村」及び「黒崎村」を削り、同表長崎瀬戸簡易裁判所の項を次のように改める。

長崎県の内

大瀬戸町 大串村 外海村 江島村 嶋口町 大島町 西海村

瀬川村

同表諫早簡易裁判所の管轄区域の欄中「喜々津村」を「多良見村」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「三会村 大三東村 湯江村」を「有明村」に、「守山村 山田村」を「吾妻村」に改め、同表長崎小浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「北串山村」並びに同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「折尾瀬村」、「江上村 島針尾村」及び「北松浦郡の内 黒島村」を削り、同表平戸簡易裁判所の項を次のように改める。

長崎県の内

平戸市 松浦市

平戸町 大島村 生月町 江迎町 鹿町 佐々町 小佐々町 吉井町 世知原町 今福町 橋島村 福島町

同表武生水簡易裁判所の名称の欄中「武生水」を「壱岐」に改め、同表福江簡易裁判所の管轄区域の欄中「南松浦郡の内」を「福江市 南松浦郡の内」に改め、「福江町 島山村 本山村 大浜村」及び「奥浦村」を削り、同表有川簡易裁判所の管轄区域の欄中「神浦村 平町」を「宇久町」に改め、同表大分簡易裁判所の項を次のように改める。

大 分

大分県の内
大分市 鹿崎市 大分郡 北海郡

同表杵築簡易裁判所の項及び国東簡易裁判所の項を次のように改める。

杵築市 速見郡

大分県の内
東国東郡

同表玉津簡易裁判所の項を次のように改める。

豊後高田
大分県の内
豊後高田市 西国東郡

同表竹田簡易裁判所の項を次のように改める。

竹 田	大分県の内
	竹田市 直入郡

同表白杵簡易裁判所の項を次のように改める。

白 杵	大分県の内
	白杵市 津久見市

同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「原水村 津田村」を「菊陽村」に、「当尾村 豊川村 河江村」を「益南村」に、「中山村 関庄町 嘉田村 杉上村 杉合村 守富村」を「城南町 富合村」に改め、「田島村」、「小野部田村 豊福村」及び「森村 花園村 緑川村 網津村」を削り、同表三角簡易裁判所の項を次のように改める。

三 角	熊本県の内
	宇土郡の内
	三角町 綱田村
	天草郡の内
	大矢野町

同表玉名簡易裁判所の項を次のように改める。

玉 名 郡	熊本県の内
	玉東村 天水村 横島村 倍明村 南陽町 三加和村
	菊水町

同表山鹿簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿本郡」を「山鹿市 鹿本郡」に、「加茂川村 清泉村

皆村 城北村」を「七城村」に改め、同表宮地簡易裁判所の項を次のように改める。

宮 地	熊本県の内
	阿蘇郡の内

一の宮町 阿蘇町 波野村 鹿山村 小国町 南小国村

同表高森簡易裁判所の管轄区域の欄中「草薙村 色見村」を削り、同表御船簡易裁判所の項を次のように改める。

御 船	熊本県の内
	上益城郡の内
	御船町 甲佐町 嘉島村 益城町 河原村

同表浜町簡易裁判所の名称の欄中「浜町」を「矢部」に改め、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜

町」を「矢部町」に改め、「御岳村 白糸村 下矢部村」を削り、同表八代簡易裁判所の管轄区域の欄中「日奈久町」を削り、同表水俣簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐敷町」を「芦北町」に改め、「大野村 吉尾村」を削り、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐敷町」を「芦北町」に、「中田村 蔦石村 富地村 大多尾村 柳浦村 志祐村」を「新和村」に、「大道村」を「龍ヶ岳村」に、「高戸村 鳴島村 富岡町 志岐村 坂瀬川村」を「赤北町」に、「今津村 阿村 敦良木河内村」を「松島村」に改め、「本渡町 佐伊津村」「本村 龍場村 壇字土村」及び「下浦村」を削り、同表牛深簡易裁判所の項を次のように改める。

牛 深	熊本県の内
	牛深市
	大江村 河浦町 宮野河内村

同表伊集院簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊作町」を「吹上町」に、「吉利村」を「日吉町」に改め、「日置村 永吉村」を削り、同表名瀬簡易裁判所の管轄区域の欄中「三方村」を削り、同表加治木簡易裁判所の管轄区域の欄中「姶良郡の内」を「国分市」に、「重富村」を「姶良町」に、「粘佐町 国分町 垂人町 東国分村 日当山村」を「隼人日当山村」に改め、「山田村」及び「東裏山村 清水村 敦根村」を削り、同表大口簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊佐郡」を「大口市 伊佐郡」に、同表岩川簡易裁判所の名称の欄中「岩川」を「大隅」に改め、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「岩川町 恒吉村」を「大隅町」に改め、「月野村」を削り、同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「枕崎市」を「加世田市 枕崎市」に改め、「加世田町 万世町」を削り、同表揖宿簡易裁判所の項を次のように改める。

指 宿	鹿児島県の内
	指宿市 指宿郡

同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「山崎町」を削り、「大村 中津川村 佐志村 黒木村 薩田村 水野村 求名村」を「那古院町 薩摩町」に改め、同表出水簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿久根市」を「出水市 阿久根市」に改め、同表鹿屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「高隈村」及び「牛根村 新城村」を削り、同表妻簡易裁判所の名称の欄中「妻」を「西都」に、同表日南簡易裁判所の管轄区域の欄中「日南市」を「日南市 串間市」に改め、同表延岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「南浦村 南方村」を削り、同表大河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「柴田郡」を「白石市 柴田郡」に改め、同表石巻簡易裁判所の項を次のように改める。

石 巻	宮城県の内
	石巻市 杜鹿郡の内
	河南町 赤井村 矢本町 大塙村 小野村 野蒜村 桃生町

同表米簡易裁判所の管轄区域の欄中「利津町」を「津山町」に改め、同表氣仙沼簡易裁判所の項を次のように改める。

昭和三十年六月二十二日 参議院会議録第二十六号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法事の一第と並むる云々

氣仙沼	宮城県の内 気仙沼市 本吉郡の内 唐桑町 本吉町
-----	-----------------------------------

同表志津川簡易裁判所の管轄区域の欄中「戸倉村 入谷村」及び「横山村」並びに同表福島簡易裁判所の管轄区域の欄中「安達郡の内 山木屋村」を削り、同表二本松簡易裁判所の項を次のように改める。

二本松	福島県の内 安達郡
-----	--------------

同表郡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「守山村 高瀬村 谷田川村 二瀬村」を「田村町」に改め、同表三春簡易裁判所の項を次のように改める。

三春	福島県の内 田村郡の内 三春町 常葉町 宮城村 西田村 船引町 御館村 川江村
----	---

同表須賀川簡易裁判所の管轄区域の欄中「岩瀬郡」を「須賀川市 岩瀬郡」に改め、同表若松簡易裁判所の項及び喜多方簡易裁判所の項を次のように改める。

会津若松	福島県の内 会津若松市 北会津郡 河沼郡 大沼郡
喜多方	福島県の内 喜多方市 耶麻郡の内 猪苗代町 磐梯村 長瀬村

同表平簡易裁判所の管轄区域の欄中「平市」を「平市 常磐市 磐城市 内磐市」に改め、同表相馬簡易裁判所の項を次のように改める。

相馬	福島県の内 相馬市 原町市 相馬郡の内 南島町 新地村 小高町 石神村
----	--

同表山形簡易裁判所の管轄区域の欄中「山形市」を「山形市 上山市」に改め、同表福岡簡易裁判所の項を次のように改める。

村山	山形県の内 村山市 北村山郡
米沢	山形県の内 米沢市 南置賜郡
川西町	山形県の内 東置賜郡の内 赤湯町 和郷村 宮内町 高畠町 中川村

赤湯	山形県の内 東置賜郡の内 赤湯町 和郷村 宮内町 高畠町 中川村
鶴岡	山形県の内 鶴岡市 西田川郡
酒田	山形県の内 酒田市 鮎海郡 東田川郡の内 鶴岡村 羽黒町 三川村 藤島町 朝日村 立川町 余目町

同表春簡易裁判所の管轄区域の欄中「鶴賀郡」を「花巻市 北上市 鶴賀郡」に改め、同表二戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「爾蘿休村」「斗米村 石切所村」及び「御返地村」を削り、「晴山村」を「九戸村」に改め、同表久慈簡易裁判所の項、遠野簡易裁判所の項、釜石簡易裁判所の項及び大船渡簡易裁判所の項を次のように改める。

久慈	岩手県の内 久慈市
遠野	岩手県の内 大野村 種市町 野田村 山形村 上閉伊郡の内 宮守村

昭和三十年六月二十二日 総議院会議録第二十六号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一
部を改正する法律案

大 船 渡	岩手県の内 釜石市 上閉伊郡の内 大槌町
大船渡市	陸前高田市 氣仙郡
一 間	岩手県の内 一関市 西磐井郡 東磐井郡
秋 田	秋田県の内 秋田市 江刺郡 津輕石村 重茂 同表水沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「江刺郡」を「水沢市 江刺郡」に改め、同表一関簡易裁判所の項を次のように改める。 同表秋田簡易裁判所の項及び船川港簡易裁判所の項を次のように改める。
男 鹿	秋田県の内 男鹿市 南秋田郡の内 私戸村 潟西村 天王町 昭和町 豊川村 錦田川町 五城目町 面洞村 一日 市町 井川村
本 庄	秋田県の内 本庄市 由利郡 同表本庄簡易裁判所の項を次のように改める。 同表横手簡易裁判所の項を次のように改める。
横 手	横手郡の内 平鹿郡の内 山内村 大森町 大雄村 浅舞町 雄物川町 十文字町 吉田 村 鮎合村 鳴淵村

同表宮古簡易裁判所の管轄区域の欄中「崎山村 花輪村 茂市村 刈屋村 津輕石村 重茂
村 墓同根村 大沢村 船越村 錦笠村」を「新里村」に改め、同表一関簡易裁判所の項を次のように改める。

青 森	青森県の内 青森市 東津軽郡の内 後潟村 野内村 平内町
五 所 川 原	青森県の内 弘前市 黒石市 中津軽郡 南津軽郡 同表八戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「田部村」を「福地村」に改め、「是川村 市川村」、「地引 村 館村 上長苗代村」、「上長村 及び「斗川村 猿辺村 留崎村」を削り、同表三本木簡易裁判 所の管轄区域の欄中「上北部の内」を「上北部の内」に、「三本木市」を「青別市 赤平市」に改め、「赤平町」を削り、同表 十和田町に、同表札幌簡易裁判所の管轄区域の欄中「札幌市」を「札幌市 江別市」に改め、同表 流川簡易裁判所の管轄区域の欄中「芦別市」を「青別市 赤平市」に改め、「赤平町」を削り、同表若小 牧簡易裁判所の管轄区域の欄中「安平村」を「早来村」に改め、同表俱知安簡易裁判所の管轄区域 の欄中「虻田郡の内」を「虻田郡の内」に改め、「南尻別村」を削り、同表木古内簡易裁判所の管轄 区域の欄中「虻田郡の内」に改め、「南尻別村」を削り、同表木古内簡易裁判所の管轄 区域の欄中「歌来郡」及び「磯谷郡の内」並びに同表名寄簡易裁判所の管轄区域の欄中「多寄村」を 削り、同表士別簡易裁判所の管轄区域の欄中「上川郡(天塩國)の内」を「士別市 上川郡(天塩國)の内」に改 め、「士別町 上士別村」及び「温根別村」を削り、同表紋別簡易裁判所の管轄区域の欄中「紋別郡 の内」を「紋別郡の内」に改め、「紋別町 上渚滑村 清滑村」を削り、同表本別簡易裁判所の管轄 区域の欄中「西足寄町」を削り、同表遠軽簡易裁判所の管轄区域の欄中「太樓郡」、同表寿都簡易裁判所の管 轄区域の欄中「歌来郡」を削り、「磯谷郡の内」並びに同表名寄簡易裁判所の管轄区域の欄中「多寄村」を 削り、同表士別簡易裁判所の管轄区域の欄中「上川郡(天塩國)の内」を「士別市 上川郡(天塩國)の内」に改 め、「士別町 上士別村」及び「温根別村」を削り、同表紋別簡易裁判所の管轄区域の欄中「紋別郡 の内」を「紋別郡の内」に改め、「紋別町 上渚滑村 清滑村」を削り、同表本別簡易裁判所の管轄 区域の欄中「西足寄町」を削り、同表遠軽簡易裁判所の管轄区域の欄中「太樓郡」、同表寿都簡易裁判所の管 轄区域の欄中「歌来郡」を削り、「磯谷郡の内」並びに同表名寄簡易裁判所の管轄区域の欄中「多寄村」を 削り、同表湯沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「雄勝郡」を「湯沢市 雄勝郡」に改め、「十文字町」を削 り、同表大曲簡易裁判所の項を次のように改める。

大 曲	秋田県の内 大曲市 仙北郡の内 神岡町 六郷町 南外村 仙北村 金沢町 千畠村 飯詰村 横沢村 清水村 長野町 中仙町 太田村 同表角館簡易裁判所の管轄区域の欄中「中川村 雲沢村 白岩村 豊川村 豊岡村 長宿田 村 横沢村 清水村 長野町 中仙町 太田村」に改め、同表青森簡易裁判所の項を次のように改める。
平 鹿 の 内	平鹿郡の内 川西村

同表豊田簡易裁判所の管轄区域の欄中「大深内村」を削り、同表五所川原簡易裁判所の項及び弘前簡易裁判所の項を次のように改める。

同表弘前簡易裁判所の管轄区域の欄中「一本木村 今別村」を「今別町」に改め、同表野辺地簡易裁判所の管轄区域の欄中「大深内村」を削り、同表五所川原簡易裁判所の項及び弘前簡易裁判所の項を次のように改める。

同表八戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「田部村」を「福地村」に改め、「是川村 市川村」、「地引
村 館村 上長苗代村」、「上長村 及び「斗川村 猿辺村 留崎村」を削り、同表三本木簡易裁判
所の管轄区域の欄中「上北部の内」を「上北部の内」に、「三本木市」を「青別市 赤平市」に改め、「赤平町」を削り、同表
十和田町に、同表札幌簡易裁判所の管轄区域の欄中「札幌市」を「札幌市 江別市」に改め、同表
流川簡易裁判所の管轄区域の欄中「芦別市」を「青別市 赤平市」に改め、「赤平町」を削り、同表若小
牧簡易裁判所の管轄区域の欄中「安平村」を「早来村」に改め、同表俱知安簡易裁判所の管轄区域
の欄中「虻田郡の内」を「虻田郡の内」に改め、「南尻別村」を削り、同表木古内簡易裁判所の管轄
区域の欄中「虻田郡の内」に改め、「南尻別村」を削り、同表木古内簡易裁判所の管轄
区域の欄中「歌来郡」及び「磯谷郡の内」並びに同表名寄簡易裁判所の管轄区域の欄中「多寄村」を
削り、同表士別簡易裁判所の管轄区域の欄中「上川郡(天塩國)の内」を「士別市 上川郡(天塩國)の内」に改
め、「士別町 上士別村」及び「温根別村」を削り、同表紋別簡易裁判所の管轄区域の欄中「紋別郡
の内」を「紋別郡の内」に改め、「紋別町 上渚滑村 清滑村」を削り、同表本別簡易裁判所の管轄
区域の欄中「西足寄町」を削り、「磯谷郡の内」並びに同表名寄簡易裁判所の管轄区域の欄中「多寄村」を
削り、同表湯沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「雄勝郡」を「湯沢市 雄勝郡」に改め、「十文字町」を削
り、同表大曲簡易裁判所の項を次のように改める。

「田中村 川島町 十河村」を「山田町」に改め、「下高岡村」、「神山村 氷上村」、「西植田村 東植田村」及び「多和村」を削り、同表三本松簡易裁判所の名称の欄中「三本松」を「大内」に改め、同表鶴見簡易裁判所の管轄区域の欄中「三本松町」を「大内町」に改め、「善水村 丹生村」及び「相生村 海村」を削り、同表鶴見簡易裁判所の項を次のように改める。

綾南 香川県の内
綾歌郡の内

同表淵崎簡易裁判所の名称の欄中「淵崎」を「土庄」に改め、同表丸龜簡易裁判所の管轄区域の欄中「府中村 端岡村 土器村 川西村」を「国分寺町」に改め、「郡家村 龍川村」、「本島村」、「白方村 四箇村」及び「川津村」を削り、同表善通寺簡易裁判所の項を次のように改める。

香川県の内
善通寺市

仲多度郡の内

垂水村 球平町 满瀬町 象郷村 高篠村 仲南村

徳島県の内
阿波郡

造田村 美合村

同表觀音寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「三豐郡」を「觀音寺市 三豐郡」に改め、同表德島簡易裁判所の管轄区域の欄中「川内村」を削り、「板西町 栄村 松坂村 大山村」を「板野町 上板町」に、「松島町 御所村」を「土成町(大字土成 成当 郡、浦池、水田及び秋月を除く)」に改め、同表鳴門簡易裁判所の管轄区域の欄中「大津村」を削り、同表川島簡易裁判所の項を次のように改める。

徳島県の内
阿波郡

川島町 鳴島町 美郷村 山川町
板野郡の内
土成町 大字土成 成当 郡、浦池、水田及び秋月

同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「上倉村」を「上倉村 大豊村 大字 久寿軒、馬瀬、北川、戸手野、角茂谷、櫻谷、上穴内、北淹本及び繁藤」に、「八田村 諸木村 芳原村」を「平和村」に、「能津村 日下村 川内村」を「日高村」に改め、「宇治村」、「天坪村」、「神谷村 三瀬村 明治村」、「秋山村」、「蓮池村 波介村 北原村 高石村」及び「戸波村」を削り、同表本山簡易裁判所の項、赤岡簡易裁判所の項及び須崎簡易裁判所の項を次のように改める。

高知県の内
長岡郡の内

本山町 吉野村 大豊村(大字久寿軒、馬瀬、北川、戸手野、角茂谷、櫻谷、上穴内、北淹本及び繁藤を除く)

土佐郡の内
土佐村 大川村

赤四
高知県の内
須崎市
高岡郡の内
赤岡町 香我美町 野市町 夜須町 美良布町 土佐山田町 吉香美郡の内
川村 岩村 晓霧村 在所村 横山村 上韭生村

赤一
高知県の内
須崎市
高岡郡の内
上平山村 下半山村 東津野村 橋原村 大野見村 久礼町 上
加江町 佐川町 越知町 仁淀村
吾川郡の内
池川町 吾川村
芸予郡の内
宿毛簡易裁判所の項を次のように改める。
同表宿川簡易裁判所の管轄区域の欄中「井田村 興津村 東又村 松葉川村」を削り、同表安芸簡易裁判所の管轄区域の欄中「安芸郡」を「安芸市 安芸郡」に改め、同表中村簡易裁判所の項及び宿毛簡易裁判所の項を次のように改める。

中村
高知県の内
中村市 土佐清水市
幡多郡の内
佐賀町 大方町 三原村 白田川村 江川崎村 津大村

宿毛
高知県の内
宿毛市
幡多郡の内
大内町 月灘村

同表松山簡易裁判所の管轄区域の欄中「松山市」を「松山市 伊予市」に、同表大洲簡易裁判所の管轄区域の欄中「喜多郡」を「大洲市 喜多郡」に改め、同表西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「大生院村」並びに同表新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉川町」及び「中秋町 細木村」を削り、同表愛媛三島簡易裁判所の項を次のように改める。

伊予三島
高知県の内
伊予三島市 川之江市
宇摩郡の内
土居町 新宮村

同表宇和島簡易裁判所の管轄区域の欄中「多田村 中川村 石城村 下宇和村 田之筋村

津村 俵津村 特江村「豊海村」に、同表野村簡易裁判所の管轄区域の欄中「渓務村 中筋村 貝吹村 横林村 惣川村 遊子川村 土居村 高川村 魚成村」を「黒瀬川村」に改める。

附則
この法律は、昭和二十年八月一日から施行する。

この法律の施行前に從前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

〔成瀬裕治君登壇、拍手〕
○成瀬裕治君　ただいま上程になります。
した、下級裁判所の設立及び管轄区域に
に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の
経過及び結果につき御報告申し上げま
す。

この法律案は、最近町村合併促進法の施行等による町村の廃置分合等が全國的に行われておりますので、それに伴って、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に必要な改正を加えようとするものであります。その改正の要点は、簡易裁判所の名称及び管轄区域の変更と同法別表の整理であります。

すなわち第一に、簡易裁判所の名称

は、従来その大部分が所在地の市町村

の名称を冠しております關係上、市町

村の廃置分合またはその名称変更に伴

い、簡易裁判所の名称もまたこれを改

める必要がありますので、神奈川県津

久井郡津久井町の設置に伴い、神奈川

中野簡易裁判所の名称を津久井簡易裁

判所と改めるのを初めといたしまし

て、合計三十三の簡易裁判所の名称を

変更しようとするものであります。

第二に、簡易裁判所の管轄区域につ

いては、従来行政区画またはこれに準

すべき区域を基準として定められてお

ります關係上、市町村の廃置分合等に

伴い、関係簡易裁判所の管轄区域に変

更を加える必要が生じたので、春日部

市の設置に伴い、大宮簡易裁判所の管

轄に属する埼玉県南埼玉郡旧春村の

区域を越ヶ谷簡易裁判所の管轄に変更

するのを初めといたしまして、合計百

三の簡易裁判所の管轄区域を変更しよ

うとするものであります。

〔成瀬裕治君登壇、拍手〕
○成瀬裕治君　別に御発言もな

ければ、これより本案の採決をいたし

ます。第三に、市町村の廃置分合、名称変更等に伴い、同法の別表第四表及び第五表について、当然必要とされる整理を行おうとするものであります。

以上が本法律案の改正の要点であります。

委員会におきましては、中山委員より

法務省及び最高裁判所当局に対しても、

簡易裁判所の廃合についての根本的

問題を挙げ、交通事件即決裁判事件を取り扱

う簡易裁判所の問題、設置後現在に及

んでもなお未開院のままである簡易裁

判所の処置、及び裁判官の欠員のままである簡易裁判所の充員対策」について質疑がなされ、関係当局よりこれに

対して、「簡易裁判所については先に

事務管轄が拡張せられ、同時に民事事

件を取り扱わないものも生じたので、

その廃合については根本的に検討した

い。交通即決裁判事件を取り扱う簡易

裁判所としては、東京、大阪のよくな

る都市に限り特別のものを置く方針で

ある。未開院の簡易裁判所について

は、その主たる原因は適切な庁舎の敷

地が得られないものにあるが、その開院

に努力する。簡易裁判所の欠員につい

ては、現在四十九名の欠員があるが、

本年中か来春までには全部補充の予定

であるから、これにより解決の見込み

である」旨の答弁がありました。

かくて質疑を終了し、討論に入りました。

したところ、別に御発言もなく、直ち

に採決に入り、全会一致をもつて可決

すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)

〔成瀬裕治君登壇、別に御発言もな

ければ、これより本案の採決をいたし

ます。本案全部を問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を認めます。

六 取得の原因

第七条第一項及び第八条第三号中

「原動機番号」を「原動機の型式」に改

めます。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

〔河

第六十一条中第三項を第四項とし、第二項中「次条」を「第六十二条」と改め、同項の次に次の二項を加える。

3 陸運局長は、前条、第六十二条第一項又は第六十三条第三項の場合において、当該自動車が旅客を運送する自動車運送事業の用に供するものであつて、整備の状態が著しく良好であり、且つ、車齢、走行距離等について政令で定める基準に適合すると認めるときは、第一項の有効期間を一年をこえない範囲内で伸長することができる。

第六十一条の次に次の二条を加える。

第六十一条の二 陸運局長は、一定の地域に使用の本機の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、次条第一項の規定による検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本機の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本機の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

3 第六十一条第一項の規定は、前項の規定による自動車検査証の有効期間の伸長については、適用しない。

第六十二条第一項中「保安基準に適合し、」の下に「原動機に原動機番号を有するものであり、」を加える。

第六十三条第三項中「保安基準に

適合し、」の下に「原動機に原動機番号を有するものであり、」を加える。

第六十四条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項但書の場合において、当該自動車の原動機の原動機番号に変更があつたときは、自動車の使用者は、その旨を陸運局長に届け出なければならない。

第六十五条第二項中「適合するかどうか」の下に「及び原動機に原動機番号を有するかどうか」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第六十五条の二 政令で定める地域に使用の本機の位置を有する自動車の使用者が、第六十二条第一項の規定による検査を受けようとする場合には、当該地域を管轄する陸運局長（本条中「乙陸運局長」という）に対する自動車検査証及び自動車の表示をもつて代えることができる。

第六十五条の三 政令で定める陸運局長（本条中「乙陸運局長」という）に対する自動車検査証及び自動車の表示をもつて代えることができる。

第六十五条の四 政令で定める陸運局長（本条中「甲陸運局長」という）に対する自動車検査証及び自動車の表示をもつて代えることができる。

第六十五条の五 政令で定める陸運局長（本条中「甲陸運局長」という）に対する自動車検査証及び自動車の表示をもつて代えることができる。

第六十五条の六 政令で定める陸運局長（本条中「甲陸運局長」という）に対する自動車検査証及び自動車の表示をもつて代えることができる。

第六十五条の七 政令で定める陸運局長（本条中「甲陸運局長」という）に対する自動車検査証及び自動車の表示をもつて代えることができる。

第六十五条の八 政令で定める陸運局長（本条中「甲陸運局長」という）に対する自動車検査証及び自動車の表示をもつて代えることができる。

第六十五条の九 政令で定める陸運局長（本条中「甲陸運局長」という）に対する自動車検査証及び自動車の表示をもつて代えることができる。

第六十五条の十 政令で定める陸運局長（本条中「甲陸運局長」という）に対する自動車検査証及び自動車の表示をもつて代えることができる。

第六十五条の十一 政令で定める陸運局長（本条中「甲陸運局長」という）に対する自動車検査証及び自動車の表示をもつて代えることができる。

第六十五条の十二 政令で定める陸運局長（本条中「甲陸運局長」という）に対する自動車検査証及び自動車の表示をもつて代えることができる。

第六十五条の十三 政令で定める陸運局長（本条中「甲陸運局長」という）に対する自動車検査証及び自動車の表示をもつて代えることができる。

区画若しくは土地の名称の変更により、自動車の使用者若しくは所有者の住所若しくは自動車の使用の本機の位置についての自動車検査証の記載事項の変更があつた場合は、この限りでない。

第六十七条第二項中第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第四号とする。

第六十八条中「その日から十五日以内」を「第十四条第一項の申請をしてから三十日以内」に改める。

第六十九条中第三項及び第五項を削り、第四項を第三項とする。

第七十一条第三項中「第三号から第六号まで」を「第一号から第五号まで」に、「第三号から第五号まで」を「第一号から第四号まで」に改め、同条第四項中「第六号から第六号まで」を「第一号から第六号まで」に、「第六号から第六号まで」を「第一号から第六号まで」に改め、同条第五項中「第六号から第六号まで」を「第一号から第六号まで」に改め、同号及び同条第二項中「技術上の基準」を「基準」に改める。

第七十二条第一項第二号中「設備」を「適合する」に改める。

第八十条第一項第二号中「設備」を「設備及び従業員」に改め、同号及び同条第二項中「技術上の基準」を「基準」に改める。

第七十二条第一項第一号中「設備」を「設備及び従業員」に、「技術上の基準」を「基準」に改める。

第七十二条第一項第一号中「一件につき」を削り、同条の表を次のよう改める。

手数料を納付すべき者	金額
一 自動車の新規登録を受けようとする者	一両につき、二百円
二 第十二条第一項の変更登録又は第十三条第一項の移転登録の申請をする者	一両につき、百円
三 第十四条第一項の登録換の申請をする者	一枚につき、五十円
四 陸運局長が行う臨時運行の許可を受けようとする者	一枚につき、五十円
五 自動車登録原簿の請求する者	一枚につき、五百円
六 自動車登録原簿の閲覧を請求する者	一件につき、五十円
七 自動車整備士の技能検定の申請をする者	一件につき、三百五十円
八 第五十八条、第六十二条第一項、第六十四条第一項、第六十七条规定又は第六十七条第一項の規定による検査を受けようとする者	一両につき、二輪の小型自動車にあつては百円、その他の自動車にあつては二百円
九 第七十五条第一項の指定を申請する者	一件につき、八千円
十 第九十四条第一項の規定による認定を申請する者	一件につき、三千円

車両検査証書、第六十条第二号、第三号、第六号から第十五号まで、第十八号及び第十九号に改め、同条第五項中「次条」を「第六十二条第一項」に改め、同条第八項中「所在する位置」との下に「第十四条第一項の申請をした日」とあるのは「その日」

と「」を加える。

第七十九条第一項中「技術上の基準に適合する設備を備える」を「基準に適合する」に改める。

第八十条第一項第二号中「設備」を「設備及び従業員」に改め、同号及び同条第二項中「技術上の基準」を「基準」に改める。

第七十二条第一項第一号中「技術上の基準」を「基準」に改め、同号及び同条第二項中「技術上の基準」を「基準」に改める。

第七十二条第一項第一号中「一件につき」を削り、同条の表を次のよう改める。

1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する改正前の道路運送車両法の規定により作製された申請又はその記載は、運輸省令で定めるところにより、改正後の道路運送車両法の規定によりした申請又はその記載とみなす。

3 この法律の施行前、改正前の道路運送車両法の規定により作製された自動車登録原簿の譲本若しくは抄本、自動車検査証、自動車検査証若しくは譲渡証明書又は登録原簿に自転車の所有権の登録簿、自動車登録原簿の譲本若しくは抄本、自動車検査証、自動車検査証若しくは譲渡証明書又は登録原簿若しくは抄本又は譲渡証明書の記載は、当該自動車に係る自動車登録原簿、自動車登録原簿の譲本若しくは抄本又は譲渡証明書の記載は、当該自動車に係る所有権の登録以外の登録がまつ消され

項若しくは第二項、」の下に「第三十一条第六項、」を加える。

第一百十条第一号中「第六十四条を第六十四条第一項に改め、同条第五項中「第六十四条第一項」に改め、同条第八項中「所在する位置」との下に「第十四条第一項の申請をした日」とあるのは「その日」

と「」を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する改正前の道路運送車両法の規定により作製された申請又はその記載は、運輸省令で定めるところにより、改正後の道路運送車両法の規定によりした申請又はその記載とみなす。

3 この法律の施行前、改正前の道路運送車両法の規定により作製された自動車登録原簿の譲本若しくは抄本、自動車検査証、自動車検査証若しくは譲渡証明書又は登録原簿に自転車の所有権の登録簿、自動車登録原簿の譲本若しくは抄本、自動車検査証、自動車検査証若しくは譲渡証明書又は登録原簿若しくは抄本又は譲渡証明書の記載は、当該自動車に係る自動車登録原簿、自動車登録原簿の譲本若しくは抄本又は譲渡証明書の記載は、当該自動車に係る所有権の登録以外の登録がまつ消され

官報(号外)

大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号の一に該当する場合を除いて、その免許を与えないければならない。

一 申請者が資本の額が五千万円以上の株式会社でないとき。

二 申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けたことがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三 申請者が第一百五十六条の十二の規定により免許を取り消され、又は第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 申請者がその役員のうちに次者のある会社であるとき。

イ 第三十一条第一項第九号イからホまでに掲げる者ロ 証券金融会社が第一百五十六条の十二の規定により免許を取り消された場合において、その取消の日以前三十日以内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのものハ 第百三十三条又は第一百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該处分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五 申請書又はその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第六百五十六条の五 第八十四条及び第八十五条の規定は、証券金融会社の免許について準用する。この場合において、第八十五条中「第八十三条第二項各号の一」とあるのは、「第六百五十六条の四第二項各号の一」と読み替えるものとする。

第六百五十六条の六 証券金融会社は、証券取引所の会員に対する業務又は有価証券の貸付に関する業務は、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

大蔵大臣は、前項の承認を受けようとする業務を兼ねて営むことが証券取引所の会員に対する金銭又是有価証券の貸付に関する業務の遂行をさまたげるものであると認めるときは、当該証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し、同項の承認を与えないことができる。

第六百五十六条の七 証券金融会社は、次に掲げる行為をしてはならない。
一 商号の変更
二 発行する株式の総数又は資本の額の変更
三 金銭又は有価証券の貸付の方

四 第百五十六条の九の規定による定款の定の変更
第六百五十六条の八 大蔵大臣は、証券金融会社の金銭又は有価証券の貸付の方法又は条件について、これらが一般の経済状況にかんがみて適正を欠くに至つたと認められる場合又は有価証券市場に不健全な取引の傾向がある場合において、有価証券市場における売買取引を公正にして、又は有価証券の流通を円滑にするために特に必要があると認めるときは、証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し、その変更を命ずることができる。

第六百五十六条の九 証券金融会社の代表取締役は、証券業者の役員及び使用者以外の者でなければならぬ。

証券金融会社は、その業務の中止を當面するため、その定款において、その取締役の総数のうち占める証券業者の役員又は使用者である取締役の割合の制限に関する定を設けなければならない。

第六百五十六条の十 第百五十六条の四第二項第四号イからハまでの一に該当する者は、証券金融会社の役員となることができない。

第六百五十六条の七 証券金融会社は、次に掲げる行為をしてはならない。
一 証券金融会社の役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。
大蔵大臣は、不正の手段により証券金融会社の役員となつたものがあることを発見したとき、又は証券金融会社若しくはその役員がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分に

違反したときは、その役員に通知して当該職員に審問を行わせた後、当該証券金融会社に対し、理由を示し、その役員の解任を命ずることができる。

第六百五十六条の十一 第百六条の規定は、証券金融会社の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者はこの法律に基く命令又はこれに基づく処分に違反したときは、当該証券金融会社が、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し、その免許を取り消し、又は六年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第六百五十六条の十三 大蔵大臣は、有価証券市場における売買取引を公正にして、又は有価証券の流通を円滑にするために必要であると認めるときは、証券金融会社に対し、その業務若しくは財産に関するべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員にその業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第六百五十六条の十四 証券金融会社の業務の廃止又は解散の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第六百五十六条の十五 第百五十四条の下に「第六百五十六条の十」を加える。

第六百五十六条各号列記以外の部分中「証券取引所」の下に「又は証券金融会社」を加え、同条第八号中「第六百五十四条の下に「又は第六百五十六条の十三」を加え、同号の次に次の一号を加える。

第六百五十六条各号列記以外の部分中「第六百五十六条第一項中「第六百五十四条」の下に「第六百五十六条の十」を加える。

第六百五十六条の七の規定によることの認可を受けないで同条各号に掲げる行為をしたとき

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の証券取引法（以下「旧法」という。）第四十一条第三項の規定により証券業者の本店の所在地を管轄する法務局又は地方法務局のうちよりの供託所に該当しないものに供託した當業保証金については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際現に証券業者が顧客から預託を受けた有価証券又はその計算において自己が占有する有価証券で担保に供し、又は他人に貸し付けているものがあるときは、当該有価証券について法」という。第五十一条第一項の規定を適用せず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際現に旧法第六十六条に定める制限の範囲内において同条に規定する営業をしている者は、新法第六十六条の規定による大蔵大臣の承認を受けたものとみなす。
- 5 この法律の施行の際現に新法第一百五十六条の三第一項に規定する業務を営んでいる者については、この法律の施行の日から六月以内は、同項の規定は適用しない。その者がその期間内に当該業務の免許を申請した場合において、その申請について免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受けるまでの間も、また同様とする。
- 6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 7 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第二百九十五号）の一部を次のように改正する。
- 第一項中「銀行」の下に「及び証券取引法（昭和二十四年法律第二百四十四号）」第二条第十三項に規定する証券金融会社」を加える。
- 8 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第二百四十四号）の一部を次のよう改訂する。
- 第十条第二十一号の次に次の一号を加える。
- 二十一の二 証券金融会社を免許し、これを監督すること。
〔附載〕
証券投資信託法の一部を改正する法律案

右
昭和三十年六月三日
内閣總理大臣 堀山 一郎
〔附載〕
証券投資信託法の一部を改正する法律案

- 第十二条第二項の次に次の二項を加える。
- 二十二の二 証券金融会社は、追加型証券投資信託について元本の追加信託をしたときは、還済なくその旨を書面で大蔵大臣に届け出なければならない。
- 第二十条第三項の次に次の二項を加える。
- 4 委託会社は、前項の請求があった場合においては、その請求をした者が自己の権利の確保若しくは行使に関する調査を目的としてないで、又は委託会社の業務の運営若しくは受益者共同の利益を害することを目的としてその請求をしたと認められる相当の理由がある場合を除くほか、その請求を拒むことができない。
- 4 委託会社は、前項の請求があつた場合においては、その請求をした者が自己の権利の確保若しくは行使に関する調査を目的としないで、又は委託会社の業務の運営若しくは受益者共同の利益を害することを目的としてその請求をしたと認められる相当の理由がある場合を除くほか、その請求を拒むことができない。
- 5 第五条第七項中「証券投資信託」の下に「（以下「追加型証券投資信託」といふ。）」を加え、同項第二号中「その発行の際までに追加信託をした」を「その発行の日の属する計算期間（第十二条第一項に規定する信託約款において定める計算期間をいう。の期首における」に改める。

- 1 附則
この法律は、公布の日から施行する。
- 2 元本の追加信託をすることができる証券投資信託の受益証券でほか、次に掲げる事項を定めなければならぬ。
- 3 追加型証券投資信託の信託契約においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならぬ。
- 4 追加信託をすることができる元本の限度額に関する事項
告に開する事項
第十五条の次に次の二項を加える。
（追加信託の届出）
- 第十五条の二 委託会社は、追加型証券投資信託について元本の追加信託をしたときは、還済なくその旨を書面で大蔵大臣に届け出なければならない。
- 第十二条第一項に規定する承認を受けたものについては、適用しない。
- 3 改正後の証券投資信託法第十二条第三項の規定は、元本の追加信託をすることができる証券投資信託の信託契約でこの法律の施行前に改正前の証券投資信託法第三条第三項の規定ができる証券投資信託に係る信託契約でこの法律の施行前に改正前の証券投資信託法第十二条第一項に規定する承認を受けたものについては、適用しない。

- 1 附則
この法律は、公布の日から施行する。
- 2 元本の追加信託をすることができる証券投資信託の受益証券でほか、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 3 追加型証券投資信託の信託契約においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 4 追加信託をすることができる元本の限度額に関する事項
告に開する事項
第十五条の次に次の二項を加える。
（追加信託の届出）
- 第十五条の二 委託会社は、追加型証券投資信託について元本の追加信託をしたときは、還済なくその旨を書面で大蔵大臣に届け出なければならない。
- 青木 一男君 ただいま議題となりました二法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。
- 〔青木一男君登壇、拍手〕
- 青木 一男君 ただいま議題となりました二法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。
- 委員会の審議に当たりましては、既存証券金融会社のうち、資本の額が五千円以下のものについて、六ヶ月の猶予期間内における整備の見通し、貸付した二法案について、大蔵大臣が要することに規定を整備する等、所要の改正をしようとするものであります。
- 第二点は、証券業者についての監督の方法または条件について変更を命ずることができることとするほか、監督のため必要な規定等を設けようとするものであります。
- 第三点は、証券投資信託法第十二条第三項の規定は、元本の追加信託をすることができる証券投資信託の信託契約でこの法律の施行前に改正前の証券投資信託法第三条第三項の規定ができる証券投資信託に係る信託契約でこの法律の施行前に改正前の証券投資信託法第十二条第一項に規定する承認を受けたものについては、適用しない。
- 4 委託会社は、前項の請求があつた場合においては、その請求をした者が自己の権利の確保若しくは行使に関する調査を目的としないで、又は委託会社の業務の運営若しくは受益者共同の利益を害することを目的としてその請求をしたと認められる相当の理由がある場合を除くほか、その請求を拒むことができない。
- 5 第五条第七項中「証券投資信託」の下に「（以下「追加型証券投資信託」といふ。）」を加え、同項第二号中「その発行の際までに追加信託をした」を「その発行の日の属する計算期間（第十二条第一項に規定する信託約款において定める計算期間をいう。の期首における」に改める。
- 6 第十五条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

受けることもあり得ることとなつてゐるが、実際には「取引所に一社が免許されることが、その業務の運営上適当であると思ふ。免許した会社については十分な監督をし、いわゆる独占的弊害のないよう適正な運営について留意したい」との答弁がありました。

右の詳細につきましては、速記録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、証券投資信託法の一郎を改正する法律案について申し上げます。

本案は、昭和二十七年六月から実施されました追加型証券投資信託について所要の改正をしようとするものであります。

以下、本案の内容を申し上げます。

と、追加型証券投資信託の受益証券の記載事項について、現行法では、「その発行の際までに追加信託をした信託の元本の額及び受益権の総口数」を記載しなければならないこととなっておりますのを、今回元本の追加信託を容易ならしめる等のため、「その発行の日の属する計算期間の期首における信託の元本の額及び受益権の総口数」に改め、その信託約款に定めるべき事項について現行法に規定されていけるのほかに、追加信託できる元本の限度額及び元本の追加信託についての公

告に関する事項を定めなければならぬこととし、さらに元本の追加信託をしたときは、委託会社は連絡なく届出をしようとするものであります。

本案の審議に当りましては、証券投

資信託の現状、償還期限繰り延べの問

題、受益者保護の問題等、実情に即した熱心な質疑がなされました。詳細は速記録に譲ることといたします。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたしまます。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(河井彌八君) 賛成者起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第五、水防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしました。

まず委員長の報告を求めます。建設委員長石川榮一君。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

水防法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年六月十四日

水防法の一部を改正する法律案 参議院議長 萩谷 秀次

水防法の一部を改正する法律案

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)の一部を次のよう改定す

る。

目次中「第五章 費用負担(第三十一条・第三十三条)」を「第五章 費用の負担及び補助(第三十二条・第三十三条の二)」に改める。

第二条第五項中「水こう門」を「ダム又は水門若しくは閘門」に改め、同条に次の二項を加える。

6 この法律において「量水標等」とは、量水標、駿潮標その他の水位標識施設をいう。

7 この法律において「水防警報」とは、洪水又は高潮によつて災害が起るおそれがあるとき、水防を行なう必要がある旨を警告して行う発表をいう。

8 前項の河川は、建設大臣が運輸大臣に協議して定める。

9 第十条の河川は、建設大臣が運輸大臣に協議して定める。

10 第十条の次に次の四条を加える。

(洪水予報の通知)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(水位の通報)

第十一条の三 前条に規定する水防管理者又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがあることを自ら知り、又は前条の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位をこえるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十一条の五 都道府県知事の定める警戒水位に達したときその他の水防上必要があるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならぬ。

2 建設大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものについて、洪水のおそれがあると認められるときは、中央気象台と共回して、その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたときは、又は水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

4 建設大臣は、前項の規定により水防警報をしたとき、又は水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係水防管理者その他水防に係る機関に通知しなければならない。

5 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

6 第十条の四 建設大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めた指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、建設大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めた指定したものについて、水防警報をしなければならない。

7 第十条の五 建設大臣又は都道府県知事の定める警戒水位に達したときその他の水防上必要があると認めたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならぬ。

第十六条第一項中「他の水防管理者、市町村長又は消防長」を「他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求める水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求める水防管理団体と当該応援を求める水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

第二十一条第二項中「日本電送電株式会社通信施設」を「電気事業通信施設」に改める。

第二十九条から第三十一条までを次のように改める。

第二十九条から第三十一条まで削除

「第五章 費用負担」を「第五章 費用の負担及び補助」に改める。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(利益を受ける市町村の費用負担) 第三十二条の二 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の國保市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防によつて当該水防管理団体の区域の國保市町村以外の市町村が著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

第三十三条の二 都道府県は、第三十二条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対し補助することができる。

2 國は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものとの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対し補助することができる。

第三十四条の二 建設大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に従事し、功効があると認められるものに対し、建設省令で定めるところにより、報賞を行うことができる。

第三十五条の二 建設大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関する災害補償(第十七条の規定により水防に從事した者に対する災害補償)が実施されるものとされる。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 気象業務法(昭和二十七年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

(第十三条第一項及び第二項中「高潮及び波浪」を「高潮、波浪及び洪水」に改める。)

3 前項の規定により國が都道府県に対しても補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

4 第二項の規定により中央気象台が建設大臣と共同して予報及び警報をする場合における建設大臣については、第十七条及び第十二条に次の一号を加える。

四 建設省の所掌に係る洪水予報及び水防警報の実施に関する改正

第十四条の次に次の二条を加える。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基いてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都道府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都道府県の知事と協議しなければならない。

第五章中第三十三条の次に次の二条を加える。

(費用の補助)

第三十四条の二 建設大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に従事し、功効があると認められるものに対し、建設省令で定めるところにより、報賞を行なうことができる。

第三十五条の二 建設大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関する災害補償(第十七条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)が実施されるものとされる。

四 建設省の所掌に係る洪水予報及び水防警報の実施に関する改正

第十七条第一項中「高潮又は波浪」を「高潮、波浪及び洪水」に改める。

第二十三条中「高潮及び波浪」を「高潮、波浪及び洪水」に改める。

第二十四条第一項中「高潮又は波浪」を「高潮、波浪若しくは洪水」に改める。

第三十七条中「高潮若しくは洪水」を「高潮、波浪又は洪水」に改める。

第三条第十二号中「水防の」を「洪水予報及び水防警報に関する事務を管理し、水防の」に改める。

第三条第十一号中「水防の」を「洪水予報及び水防警報の実施に関する事務を管理し、水防の」に改めること。

四 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

四 洪水予報及び水防警報の実施に関する改正

〇石川栄一君答喩、拍手

1 第二十三条の規定は、適用しない。

2 第二十三条第一項中「又は前条第一項」と「第十四条第一項又は前条第一項若しくは第二項」に、「高潮及び波浪」を「高潮、波浪及び洪水」に、「又は日本放送協会」を「日本放送協会、建設省又は都道府県」に改める。

3 前項の規定により國が都道府県に対しても補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

4 第二項の規定により水防に従事した者に対する災害補償(第十七条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)が実施されるものとされる。

四 建設省の所掌に係る洪水予報及び水防警報の実施に関する改正

その主要なる点の第一は、洪水予報についてのものであります。現在利根川、荒川等の重要河川については、建設省と中央気象台が協力をいたしまして洪水予報を行なつておるのであります。この際、これを水防活動の一環として水防法に規定し、建設大臣及び中央気象台の共同責任において的確迅速な予報を行おうとするものであります。第二は、洪水、または高潮により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川、海岸、湖沼については建設大臣が、またそれ以外の河川、海岸、湖沼については都道府県知事が、水防活動を行う必要がある旨を警告する水防警報を行うことといたします。第三は、水防機関の出動及び準備に指針を与えることとあります。第三は、水防団長、団員が水防に従事して死傷したことによって死傷した場合も、これに準することとしたことがあります。第四は、挺身水防に従事し、著しい功労があった者に対しましては、建設大臣が報賞を行い、その功労に報いる道を開いたことがあります。第五は、水防管理団体の水防によつて著しい利益を受ける市町村が、その費用の一部を負担する制度を設けたことがあります。第六は、従来予算措置でなされておりました國庫補助を法定いたしまして、水防施設の整備促進をはかることがあります。

委員会におきましては、提案理由の説明のほか、建設省及び中央気象台当局との間に、多くの質疑応答を重ねま

したが、詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。
審議のおもな事項といましては、洪水予報、水防予報を発するにつきましては、全国各地における気象観測施設の状況、建設省、中央気象台間の連絡、水防資材の補充、水防施設に対する国庫補助、水防従事者の公務災害補償と報賞制度、水防受益団体の費用分担等の問題についてあります。特に災害補償と報賞の問題につきましては、警察及び消防機関におけるものと对比いたしまして、多くの質疑応答を行いました。水防従事者が同時に消防団員を兼ねる場合、水防活動による災害負担力にかんがみまして、消防機関の補償についても、その身分關係から、消防機関における補償がなされることが、また補償に任する水防管理団体の負担力にかんがみまして、消防機関の補償について府県単位の互助制度が設けられておる例にならう必要があるといふこと、この場合同制度の連繋、統合についても質疑がありました。また、最近十年間ににおける莫大な額に上る災害とその復旧状況から、水防活動の強化が強調せられ、災害補償及び報賞についても彈力性のある運用が必要であるということにつきましても、慎重な審議がなされた次第であります。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、小澤委員から、逐年激増する災害と、ますます重要性を加える水防活動に対し、本改正案を一応了承するが、次の要望を付する。
一、公務災害補償及び水防法第十七条による水防従事者に対し補償義務を有する水防管理団体は、従来の経験に

よると、その負担にたえぬ場合もなし

としない。また地元の負担能力に従い

補償に公平を失することも生ずる可能

性がある。よつて政府は災害補償に因

しては適切なる指導及び国の負担を考

慮して、右のような事態を生ぜしめな

いような措置を講ずること。
二、報賞の実を上げること。
三、水防費用の補成する旨の発言があり、赤木委員

からは、本案は一段の進歩であるから

賛成する。そのうちでも水防費用の分

担については、その運用に十分注意す

ること。湯山委員からは、要望を付し

て賛成する。すなわち第一は、予報、

警報の用語について建設省と中央気象

台の間に食い違いがあるが、両者の間

に十分な連絡をとること。
第二は、洪

水予報施設及び水防施設に対する計上

予算が減少しておるのに對して、本案

を実施するのであるから、政府は今後

根本的対策を講ずること、との意見が述べられ、田中委員からは、災害補償

その他の本改正案の精神には賛成であ

る。費用の負担、報賞については、そ

の運用に問題がある。生命を賭する現

象に対する報賞制度については、近い

将来單行法を考慮すること。本案の実

施の責任については強く要望する旨の

發言があり、武藤委員からは、本改

正案に賛成する。その運用に當つては中

央気象台及び報道機関との連絡、報賞

制度の活用には十分な注意を要む旨の

意見がありました。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

かくて討論を終り、採決の結果、全会一致可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしました。本案全部を問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。内閣提出、衆議院送付)を議題といたしました。

まず委員長の報告を求ります。文教委員長(笠森順造君)

○議長(河井彌八君) 日程第六、国立

学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしました。

まず委員長の報告を求ります。文教

委員長(河井彌八君)

○議長(河井彌八君) 〔群馬大学

千葉大学、東京工業大学

賀大学の項中「工学部」を「理工学部」

を「英学部」に、同表香川大学の項中

「経済学部」を「農学部」に、同表佐

郡「農学部」を「農学部」に、同表

第三条の二第一項中「東京大学」を

「教育学部」を「医学部」に改める。

第三条の二第一項中「東京大学」を

「経済学部」を「農学部」に改める。

福島大学
福島県

第三条の二の表中
福島大学

福島大学
福島県
茨城県
茨城大学
茨城県
茨城県

福島大学
福島県
福島県
福島県

静岡大学法科短期大学部		静岡県	静岡大学
東京大学	宇宙線観測所	長野県	
原子核研究所	東京都		

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二の改正規定は昭和三十年四月一日から、第三条の改正規定は修業年限及び学年の進行に關し同日から適用する。

〔在森順造君登壇、拍手〕

○在森順造君　ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。

まず本法案の提案の理由と内容の骨子について申し上げます。

この法律案は、昭和三十年度予算に照應して所要の改正をいたるものでありまして、国立大学の学部、大学院の開設、夜間の短期大学部の開設並びに研究施設の設置等について規定するものであります。

改正の第一点は、弘前大学及び佐賀大学に農学部を、大阪大学に農学部を

原子核及び素粒子に関する実験的研究並びにこれに関連する理論的研究に改める。

○在森順造君　たゞいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。	この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二の改正規定は昭和三十年四月一日から、第三条の改正規定は修業年限及び学年の進行に關し同日から適用する。	○在森順造君登壇、拍手〕	この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二の改正規定は昭和三十年四月一日から、第三条の改正規定は修業年限及び学年の進行に關し同日から適用する。
○在森順造君　たゞいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。	この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二の改正規定は昭和三十年四月一日から、第三条の改正規定は修業年限及び学年の進行に關し同日から適用する。	○在森順造君登壇、拍手〕	この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二の改正規定は昭和三十年四月一日から、第三条の改正規定は修業年限及び学年の進行に關し同日から適用する。
○在森順造君　たゞいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。	この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二の改正規定は昭和三十年四月一日から、第三条の改正規定は修業年限及び学年の進行に關し同日から適用する。	○在森順造君登壇、拍手〕	この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二の改正規定は昭和三十年四月一日から、第三条の改正規定は修業年限及び学年の進行に關し同日から適用する。
○在森順造君　たゞいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。	この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二の改正規定は昭和三十年四月一日から、第三条の改正規定は修業年限及び学年の進行に關し同日から適用する。	○在森順造君登壇、拍手〕	この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二の改正規定は昭和三十年四月一日から、第三条の改正規定は修業年限及び学年の進行に關し同日から適用する。
○在森順造君　たゞいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。	この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二の改正規定は昭和三十年四月一日から、第三条の改正規定は修業年限及び学年の進行に關し同日から適用する。	○在森順造君登壇、拍手〕	この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二の改正規定は昭和三十年四月一日から、第三条の改正規定は修業年限及び学年の進行に關し同日から適用する。

○議長(河井彌八君)　別に御発言もなれば、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。	○議長(河井彌八君)　別に御発言もなれば、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。	○議長(河井彌八君)　別に御発言もなれば、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。	○議長(河井彌八君)　別に御発言もなれば、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
○議長(河井彌八君)　過半数と認めます。よって本案は可決されました。	○議長(河井彌八君)　過半数と認めます。よって本案は可決されました。	○議長(河井彌八君)　過半数と認めます。よって本案は可決されました。	○議長(河井彌八君)　過半数と認めます。よって本案は可決されました。
○議長(河井彌八君)　過半数と認めます。よって本案は可決されました。	○議長(河井彌八君)　過半数と認めます。よって本案は可決されました。	○議長(河井彌八君)　過半数と認めます。よって本案は可決されました。	○議長(河井彌八君)　過半数と認めます。よって本案は可決されました。
○議長(河井彌八君)　過半数と認めます。よって本案は可決されました。	○議長(河井彌八君)　過半数と認めます。よって本案は可決されました。	○議長(河井彌八君)　過半数と認めます。よって本案は可決されました。	○議長(河井彌八君)　過半数と認めます。よって本案は可決されました。
○議長(河井彌八君)　過半数と認めます。よって本案は可決されました。	○議長(河井彌八君)　過半数と認めます。よって本案は可決されました。	○議長(河井彌八君)　過半数と認めます。よって本案は可決されました。	○議長(河井彌八君)　過半数と認めます。よって本案は可決されました。

第一回議の決定の理由	要領書	右	ナイフまで禁止しようとするのは過過ぎと思われるので、これらは考慮して実情に即して緩和する必要がある。
最近における空氣銃及び飛出しナイフによる事故増加の実情にかんがみ、これらの所持について規制を加えることは、時宜に即した措置と認める。但し、飛出しなイフの規制については、あまりに画一的に過ぎて、文房具にすぎない小飛出しなイフ及び実用的固定	第一回議の決定の理由	第一回議の決定の理由	ナイフまで禁止しようとするのは過過ぎと思われるので、これらは考慮して実情に即して緩和する必要がある。
第一回議の決定の理由	要領書	右	ナイフまで禁止しようとするのは過過ぎと思われるので、これらは考慮して実情に即して緩和する必要がある。
第一回議の決定の理由	要領書	右	ナイフまで禁止しようとするのは過過ぎと思われるので、これらは考慮して実情に即して緩和する必要がある。
第一回議の決定の理由	要領書	右	ナイフまで禁止しようとするのは過過ぎと思われるので、これらは考慮して実情に即して緩和する必要がある。

2 この政令において「刀劍類」とは、刃渡十五センチメートル以上の刀、剣、やり及びなぎなど、並びにあいくち及び飛出しづいフ（四十五度以上に自動的に開刃する装置又はさやと刀体とが直線に固定するための特殊の装置を有するナイフをいう。）をいう。

第三条第八号中「又は救命用信号鏡」と、救命用信号鏡、建設用信号鏡又は建設用鋼索發射銃」に改め、同条に次の一号を加える。

九 第七号に掲げる場合を除くほか、その住所地を管轄する都道府県知事に届け出て刀劍類を輸出のため製作する者がその製作に係るものと業務のために所持するとき、又は当該刀劍類について輸出の取扱を受けたものを所持するとき。

第三条中「又は漁業」を「漁業又は建設業」に改める。

第五条中第四項及び第五項を削る。

第二章中第六条の二の次に次の二条を加える。

（銃砲の携帯の措置）
第六条の三 第三条の規定による許可を受けて銃砲を所持する者は、狩猟法（大正七年法律第三十二号）の規定により狩猟を行ふ場合、業務のため使用する場

合又は公安委員会の指定する射撃場において射撃を行う場合を除くほか、おおいをかぶせ、容器に入れる等直ちに発射できないようにして携帯しなければならない。

第十四条を次のように改める。
第十五条の見出しが「（あいくち類似の刀物の携帯の禁止）」に改め、同条中「刃渡十五センチメートル未満のひ首又はこれ」を「あいくち」に改める。

第二十条中「及び第十四条に規定する短銃」を削る。
第二十四条第一項中「若しくは刀劍類又は第十四条に規定する短銃」を「又は刀劍類」に改め、第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とする。

第二十五条の見出しが「（記録票の作成等）」に改め、同条第一項中「、その写各一通を国家公安委員会に送付し」と、同項後段を削る。

2 純砲の管理責任者は、命令で定める手続により、その管理する銃砲の種別、名称、型及び番号を国家公安委員会に通知しなければならない。

第五章中第二十五条の次に次の二条を加える。

（権限の委任）
第六条の二 この法律又はこの法律に基く命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

（古物営業法の一部改正）
第三条 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）の一部を次のよう改正する。
266条の四 この法律又はこの法律に基く命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

第三章中第二十六条の三の次に次の二条を加える。
266条の四 この法律又はこの法律に基く命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

（古物営業法の一部改正）
第三条 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）の一部を次のよう改正する。
266条の四 この法律又はこの法律に基く命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

（附則）
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。
（空氣銃の所持の許可に関する経過規定）
2 この法律の施行の際現に改正後の銃砲刀劍類等所持取締令第一項に規定する空氣銃を所持している者は（空氣銃の製造又は販売の事業を行つてゐる者を除く。）は、同令第三条の許可を受けない限りに譲る事務は、政令の定めによることにより、方面公安委員会に行わせることができること。

（風俗営業取締法の一部改正）
第四条 風俗営業取締法（昭和二十年法律第八号）の一部を次のように改正する。

○小笠原二三男君登壇、拍手
（権限の委任）
第六条の二 この法律又はこの法律に基く命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

（風俗営業取締法の一部改正）
第六条の二 この法律又はこの法律に基く命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところによ

り、方面公安委員会に行わせることができる。

第二十九条第一項中「第六条の二、第二項」の下に「第六条の三」と改める。

（實屋営業法の一部改正）
第二条 實屋営業法（昭和二十五年法律第八号）の一部を次の二条に改める。

（道路交通取締法の一部改正）
第五条 道路交通取締法（昭和二十一年法律第八号）の一部を次のように改正する。

（武器等製造法の一部改正）
第一条第二項に次の一号を加える。
（武器等製造法（昭和二十八年法律第八号））の一部を次のように改正する。

（武器等製造法（昭和二十八年法律第八号））の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の二条を加え る。

その期間内に同令第三条の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

（武器等製造法（昭和二十八年法律第八号））の一部を次のように改正する。

（武器等製造法（昭和二十八年法律第八号））の一部を次のように改正する。

3 武器等製造法（昭和二十八年法律第八号）の一部を次のように改正する。

（武器等製造法（昭和二十八年法律第八号））の一部を次のように改正する。

本法案は、内閣提出にかかるものであります。以下改正の主要点を拾つて内容概略を申し上げます。

第一に、空氣銃の所持について、金属性弾丸を発射する機能を有する空氣銃については、狩獵用等の装備銃砲と同様に、公安委員会の許可制とするとともに、銃砲による危険防止を一そら徹底するため、狩獵用等の装備銃砲も含めて狩獵の場合、射撃場における射撃の場合等を除くほか、おおいにかぶせ、容器に入れる等、直ちに発射できないようにして携帯しなければならないこととしたこと、なお、空氣銃の製造及び販売についても、武器等製造法の一部を改正して、競技と同様、都道府県知事の許可制としたこと。

第二に、飛び出しナイフ及び刃渡り十五センチメートル未満のひ首については、その所持は禁止しないが、携帯について制限を加えているのが現行制度でございますが、近ごろ一部の者が、これらのものを悪用して、弊害をかもしている現状にかんがみ、今回、飛び出しナイフ及びあくまでも所持を一般的に禁止することとしたこと。

第三に、刀剣類は、美術用刀剣としてのみ、文化財保護委員会の承認を受けて製作できるが、輸出用として製作することも認めるようにして、その場合の所持を合法化することとしたこと。

第四に、建設用びよ打銃等、建設業の用途に供する銃砲については、現在では試験研究用から実用に供すべき

にかんがみ、これらの所持について規制を加えることを題目といたしております。

以下改正の主要点を拾つて内容概略を申し上げます。

第一に、空氣銃の所持について、金属属性弾丸を発射する機能を有する空氣銃については、狩獵用等の装備銃砲と同様に、公安委員会の許可制とするとともに、銃砲による危険防止を一そら徹底するため、狩獵用等の装備銃砲も含めて狩獵の場合、射撃場における射撃の場合等を除くほか、おおいにかぶせ、容器に入れる等、直ちに発射できないようにして携帯しなければならないこととしたこと、なお、空氣銃の製造及び販売についても、武器等製造法の一部を改正して、競技と同様、都道府県知事の許可制としたこと。

第二に、飛び出しナイフ及び刃渡り十五センチメートル未満のひ首については、その所持は禁止しないが、携帯について制限を加えているのが現行制度でございますが、近ごろ一部の者が、これらのものを悪用して、弊害をかもしている現状にかんがみ、今回、飛び出しナイフ及びあくまでも所持を一般的に禁止することとしたこと。

第三に、刀剣類は、美術用刀剣としてのみ、文化財保護委員会の承認を受けて製作できるが、輸出用として製作することも認めるようにして、その場合の所持を合法化することとしたこと。

第四に、建設用びよ打銃等、建設業の用途に供する銃砲については、現在では試験研究用から実用に供すべき

段階に達したので、羅刹銃、致命銃等と同様に、公安委員会の許可を受けて所持することができる」と

第五に、銃砲刀剣類等所持取締令、質

ひ道路交通取締法の規定により、道公安委員会の権限に属する許可等の事務

について、方面委員会に委任して行わ

せることができるようとしたこと等で

あります。

地方行政委員会におきましては、六月十四日大蔵国務大臣より提案理由の説明を聞いた後、政府委員との間に質疑応答を重ねましたが、その詳細は速記録によつてこちらを願いたいと存じます。

六月二十一日討論に入り、石村委員より、次のような修正案が提出されました。

すなわち、今回規制の対象として刀剣類の中に加えられたいわゆる飛出しナイフは、刃渡り五・五センチメートルをこえるものに限り、小さなものは規制のワクからはずすとともに、原

案は飛出しナイフの定義として、「四十度以上に自動的に開刃する装置又はさやと刃体とが直線に固定するための出しナイフ及びあくまでも所持を一般に禁止することとしたこと。

第三に、刀剣類は、美術用刀剣とし

てのみ、文化財保護委員会の承認を受けて製作できるが、輸出用として製作することも認めるようにして、その場合の所持を合法化することとしたこと。

第四に、建設用びよ打銃等、建設業の用途に供する銃砲については、現在では試験研究用から実用に供すべき

は修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

なお最後に、他の委員より、「本法案ではあいまいな解釈があいまいであります。当局はよろしく行政指導の面に受けた所持することができる」と

右
昭和三十年五月十九日
内閣總理大臣 鳥山 一郎

建設省設置法の一部を改正する法律案ではあるが、當局はよろしく行政指導の面に受けた所持することができる」と

建設省設置法の一部を改正する法律案

「行い、並びに建築物、その敷地及び建築資材について特別な調査、試験及び研究を行うこと。」に改める。

第三条中第二十八号の次に次の二号を加える。

二十八の二 建設省の所管行政に関する賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

第四条第二項中「第二十五号の三」を「第二十五号の四」に改め、「第二十八号」の下に「第二十八号の二」を、「所掌に属するものを除く。」の前段として、今回の修正を行なつたのであるから、当局は法の執行に当つて十分注意されたい旨の要望が述べられました。

以上、御報告申上げます。(拍手) ○議長(河井彌八郎) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたしました。

議長の報告は、修正議決報告でござります。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて委員会修正通り議決せられました。

(拍手)

第三条第二十六号の二中「公共団体」の下に「住宅金融公庫」、」を加える。

第八条第一項中「第二十六号の五

「建設工事」の下に「建設工事の設計、建設工事の工事管理、」を加え、「を行ふ」並びに建設工事用機械の修理に関する事務を「並びに建設工事用機械の修理及び運転」に改めること。

第三条第二十六号の三中「公共団体」の下に「住宅金融公庫」、」を加える。

第八条第一項中「第二十六号の五

に規定する事務を「同条第二十六号の五に規定する事務のうち河川工作の五に規定する事務のうち河川工作の五に規定する事務を「同条第二十六号の五に規定する事務のうち建築に関するもの」に改める。

第九条第一項中「設計に関するもの」の下に「、同条第二十六号の五に規定する事務のうち建築に関するもの」を加える。

第十二条第二号中「公共団体」の下に「住宅金融公庫」、」を加える。

下に「住宅金融公庫」、」を加え、「建設工事及び」を「建設工事、建設工事の設計及び建設工事用機械の修理並びに建設工事の工事管理並びに」に改め、「修理」の下に「及び運転」を加え、同号の次に次の二号を加える。

第三条第二十六号の五中「ついで」と「ついて」に、「行うこと。」を

第三条第二号中「公共団体」の下に「住宅金融公庫」、」を加え、「建設工事の所管に係る建設工事の施行に伴い

必要を感じた工事(これに限る)
の調査を含む)及び建設省の所
管又は助成に係る建設工事の施
行と工事施行上密接な関連のあ
る建設工事(これに限る)の調査
を行ふ)を行うこと。

二の三 建設工事用機械の貸付に
関すること。

この法律は、公布の日から施行す
る。

附 则

○新谷寅三郎君
【新谷寅三郎君登壇、拍手】

ただいま議題となり
ました建設省設置法の一部を改正する
法律案につきまして、内閣委員会にお
ける審議の経過並びに結果を御報告申
し上げます。

まず本法律案の改正の要点を御説明
申し上げます。すると、次の通りであります。

その第一点は、從来宅地の利用の調
整に関する調査及び企画についての事
務は、住宅局において処理して参った
のであります。しかし、住宅対策の拡充強
化に伴いまして、宅地問題の解決に積
極的に当らねばならぬことは明らかで
ありますので、宅地制度そのものにつ
きましても根本的に十分研究し、住宅
対策の基礎とするために、建設省の所
管事務及び権限の一部を改めたことで
あります。

その第二点は、ビルマとの賠償及び
経済協力に関する協定が成立いたしま
して、今後賠償事務が増大し、特に今
回の賠償には役務賠償も含んでおりま
すため、これに關係する建設省所管
事務が少くないと想像されますか、
さらに国交回復が順調に行われるに従
従います。

い、特に東南アジア方面からは建設事
業の引き合いが相当參っております
ので、これらの事務を建設省において統
一的に総合調整するため、これを大臣
官房において處理せしめるための改正
であります。

その第三点は、建設省所管の統計事
務を強化するため、指定統計の実施及
び業務統計の総合調整事務を大臣官房
において統一的に行わしめるための改
正であります。

その第四点は、受託に関する権限規
定を整備し、建設省の所管または助成
する建設工事と工事施行上密接な関連
を有する工事についても受託し得ること
と、また受託し得る相手方として住宅
金融公庫をも他の公社等と同様に取り
扱うこととし、さらに建築研究所にお
きましては、建築物、敷地、建築資材
に関する調査、試験及び研究につき、相手方が民間であ
りましても、これを受託し得ることと
するための改正であります。

その第五点は、建設省の所管に属す
る建設工事用機械につきまして、その
貸付などに関する規定を設け、これを
明確にするための改正であります。
以上が、この法律案の改正の要点で
あります。

内閣委員会は、前後四回にわたり本
法律案の審議に當ったのであります
が、その審議によつて明らかになりました
が、その審議によつて明らかになりました
結果、企画とを行うこととなります
この事務に当る定員十三人が増員せら
れ、所要の課を住宅局に新設せられる
見込みであることを。第二に、建設省所
管の統計事務を強化統合するため及び

賠償その他の国際協力に関する事務を所
管するためそれぞれ大臣官房に所要の
課または室を置く見込みであること。
第三に、當局關係の業務量の減少に伴
うたがいに處理せしめるための改正で
あります。日本住宅公團に配置がえを行
うが、建設省の現在の定員上の欠員で
減少することになりますが、建設省
当局では、この減員となる者は新たに
できる日本住宅公團に配置がえを行
うが、建設省の現在の定員上の欠員で
埋め、退職者を出さない見込みであ
ること。第四に、建設省の部局内には定
員法のワク外におかれている常勤労務
者及び常勤的非常勤職員が多数存在し
ておりますが、これらの職員の根本的
的処遇改善につきましては、政府にお
いては公務員制度調査会に付議し、目
下検討中であります。早急に結論を出
し、成案を得るより最善の努力をして
おること等であります。

なお以上のほか、建設省關係の賠償
に関する問題、建設省所管の統計事務
の強化に関する問題等につきましては、
も、質疑応答が行われましたが、その
詳細は速記録に譲ることを御了承願い
ます。まず委員長の報告を求めま
す。大蔵委員会理事西川甚五郎君。

○議長(河井彌八君) 日程第九より第
二十三までの議題を一括して議題とす
ることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔番査報告書は都合により追録に
掲載〕

〔西川甚五郎君登壇、拍手〕

ただいま上程せられ
ました大蔵委員会付託の請願につきま
して、本委員会における審議の経過並
びにその結果を御報告申し上げます。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認
めます。まず委員長の報告を求めま
す。大蔵委員会理事西川甚五郎君。

〔番査報告書は都合により追録に
掲載〕

昨日の委員会におきましては、本法
律案に関する質疑を終了し、討論に入
りましたところ、千葉委員より、現
在、建設省には膨大な数に達する常勤
労務者及び常勤的非常勤職員が定員法
のワク外に存在しておる。このような
職員の処遇の問題につき、政府は早急
に適切な解決策を講すべきである旨の
意見を付して、本法律案に賛成すると
の発言があり、右の討論終了後、直ち
に本法律案について採決いたしました
たしたのであります。が、その結果は次
の通りであります。

日程第九は、酒税を引き下げ、安
酒価で大衆に提供し、その結果、密造
酒を駆逐して国民の保健並びに国家財
政に好影響を与えるべきとの趣旨であ
り、日程第十は、同じくビールの酒
税を引き下げたいとの趣旨であ
り、日程第十一は、第二種原動機付自
転車及び自動自転車に対し、物品税を

免除し、軽四輪乗用車に対する物品税
を免除、もしくは5%に輕減せられた
いとの趣旨であり、日程第十二は、た
く専用法施行規則による災害補償制
度中、「十分の七に達しない場合」とあ
れば、これより本案の採決をいたし
ます。本案主部を問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認め
て可決せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もな
いとの趣旨であり、日程第十二は、た
く専用法施行規則による災害補償制
度中、「十分の八・五」に改め、葉タバ
コ耕作被災農家を救濟せられたいとの
趣旨並びに鹿児島県下の葉タバコ耕作
が、災害等により現収納価格では再生
産が危ぶまれるから、収納価格の引き
上げを実施せられるとともに、助成費
を講ぜられたいとの趣旨であり、日程
第十三は、建築板金業、すなわちブリ
キ屋が工賃のみによって生計を立て
いる日雇労務者にすぎないのであるか
ら、これら業者の所得税を労働所得税
並みに扱われたいとの趣旨であり、日
程第十四は、楽器の物品税を免除せら
れるか、またそれが不可能の場合は、
少くとも教育用免税品の範囲を用途及
び種類において拡大せられたいとの趣
旨であり、日程第十五は、楽器に対す
る物品税の免税点を引き上げるととも
に、品種別に免税点を設定せられたい
との趣旨であります。日程第十六は、
理容用タオル消瘦器、同額そり用湯沸
器の物品税を営業用に限つて免除せら
れたいとの趣旨であり、日程第十八
は、生活必需品たる洋紙に課税するの
は不合理であるから、物品税を撤廃せ
られたいとの趣旨であり、日程第十九
は、中小企業者の金融難打開のため、
國庫余裕金の金融機關指定預金引き上
げを延期せられたいとの趣旨であり、
日程第十九は、電気トースターを食糧
政策及び保健衛生上の見地から、物品
税を撤廃せられたいとの趣旨であり、
日程第二十は、大型真空掃除機の業務

関する法律」及び「過度経済力集中排除法第二十六条の規定による持株会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律」の三法律を廃止することを規定したものである。

「過度経済力集中排除法」は過度の経済力の集中を排除し、国民経済を合理的に再編成することによつて民主的で健全な国民経済の基礎を作ることを目的として昭和二十二年十二月に公布施行され、「過度経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律」は集中排除法の実施を円滑にするため、企業再建整備法との関係を調整することともに、一部規定を準用するもので、集中排除法と同時に公布施行され、又、「過度経済力集中排除法第二十六条の規定による持株会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律」は持株会社整理委員会の職権等を公正取引委員会へ移管することを規定したので、昭和二十四年五月から公布施行されたものである。

集中排除法により、過度の経済力集中に該当するものと指定された企業者に対する決定指令に基く再編成の実施が昭和二十九年十一月をもつて完了したので、同法及び關係法律を廃止しようとするもので、これが本法律案の提出された理由である。

委員会は、右の措置を妥当なものであると認める。

一、費用
別に費用を要しない。